

平成 2 9 年

# 厚生委員会会議録

と き 平成29年11月29日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成29年11月29日（水） 午前10時10分～午後4時23分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 石田 ちひろ 君  
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君  
委員 浅野 ひろゆき 君 委員 鈴木 ひろ子 君  
委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 中 川 原 副 区 長 永 尾 福 祉 部 長  
大 串 福 祉 計 画 課 長 寺 嶋 高 齢 者 福 祉 課 長  
臨 時 給 付 金 担 当 課 長 兼 務  
松 山 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 中 山 参 事（障 害 者 福 祉 課 長 事 務 取 扱）  
飛 田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長  
西 田 健 康 推 進 部 長 品 川 区 保 健 所 長 兼 務 川 島 健 康 課 長  
三ッ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 井 浦 品 川 区 保 健 所 生 活 衛 生 課 長  
舟 木 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 鷹 箸 参 事（品 川 区 保 健 所  
品 川 保 健 セ ン ター 所 長 事 務 取 扱）  
間 部 品 川 区 保 健 所 大 井 保 健 セ ン ター 所 長 榎 本 品 川 区 保 健 所 荏 原 保 健 セ ン ター 所 長

○午前10時10分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、「意見書（案）について」、「報告事項」、「所管事務調査」、および「その他」と進めてまいります。なお、ただいまご案内申し上げたとおり、審査・調査予定表に修正がありましたので、新たなものをお手元に配付してあります。

また、本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 意見書（案）について

○石田（秀）委員長

それでは、予定表の1「意見書（案）について」を議題に供します。

昨日、採択いたしました、平成29年請願第16号は、意見書の提出を求めるものでございましたので、正副で調整し、お手元に配付のとおり、意見書案を作成させていただきました。

それでは、まず案文を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○若林委員

短時間で正副委員長で取りまとめ、意見書（案）を作成いただいて、大変ご苦労さまでした。感謝申し上げます。

1点だけ、記書きの2と3について、本当に軽微なところなのですが、2のほうは「受動喫煙防止条例（案）」の頭に「東京都」がなくて、3番は「東京都」と頭についているので、ここはどちらかに統一したほうがいいのかと。こういう意見だけ言わせていただきます。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

では、今お話がありました点につきましては、ご意見を踏まえて意見書を訂正いたします。本会議の関係もありますので、予定表の1「意見書（案）について」は、本日の進行の最後に改めて議題に供したいと思っております。

それからもう一点、この意見書でありますけれども、昨日の委員会では賛成多数で採択となりました。この意見書は本日の最後に決め、本会議最終日に提出していきたいと思っておりますのが、鈴木ひろ子委員と石田ちひろ副委員長が提出者になっていただけるかどうかというところを、確認をさせていただきたいと思います。本来であれば、これは意見書なので、厚生委員会の委員全員の名前で提出していくということでありまして、そこにお二人の名前をどうかというところを確認させてください。

○鈴木（ひ）委員

共産党としては、この意見書を出すことに対しても反対で、特に3番の「今後予想される国の施策を見据えて」というところで、昨日も申し上げましたけれど、厚生労働省が出したものに対して、自民党から大幅な後退の案が出されて、本当に、それでは国民の命も、それからオリンピック・パラリンピック

クに来る来場者の方々の命も健康も守れないと思っておりますので、この意見書提出者に、私と石田副委員長はなりません。

**○石田（秀）委員長**

それでは、今のご意見を踏まえ、鈴木真澄委員、若林委員、浅野委員、大倉委員と私の5名を提出者とする議員提出議案として、本会議最終日に提案するという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長**

では、そのようにいたします。意見書の提案説明は私にご一任いただくという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長**

ありがとうございます。それでは、そのような形をとらせていただきまして、本日、最後にもう一度、取り上げさせていただきます。またよろしく願いいたします。

本件については、ここで一旦、終了させていただきます。

---

**2 報告事項**

(1) 第七期品川区介護保険事業計画骨子（案）について

**○石田（秀）委員長**

それでは次に、予定表2の「報告事項」を行います。

初めに、(1)「第七期品川区介護保険事業計画骨子（案）について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明を願います。

**○寺嶋高齢者福祉課長**

それでは、私から、第七期品川区介護保険事業計画骨子（案）につきましてご説明させていただきます。

平成12年度より開始しました介護保険は、3年を1期としまして、今年度、平成29年で18年、第六期が終了いたします。したがって、来年度からの3カ年が第七期ということで、この間、計画をまとめまして、本日、骨子（案）という形でお示しするところでございます。

まず、表紙の下半分に「もくじ」と記載してございますが、大きく4つの項目が盛り込まれておりまして、1番目が基本的な考え方、2番が高齢者の状況、3番目に、第七期に推進する7つのプロジェクト、そして4番目に、サービス供給量の見込みと保険料といった構成になってございます。

それでは、おめくりいただきまして、まず1ページ目でございます。「第七期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方」についてですが、「品川区基本構想と第七期品川区介護保険事業計画」のところでは、上位計画から見た介護保険事業計画の位置づけを示した内容でございます。色を分けて書いてありますが、「5つの都市像」の3番目、「みんなで築く健康・福祉都市」を実現するための施策でありまして、品川区長期基本計画や品川区地域福祉計画との整合性を図り、策定するところでございます。

次に、「計画の理念と目標」でございます。品川区では、当初より、「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」ことを高齢者介護の目標と定めてきました。2ページ目の、ピンク色のところに記載してあります基本理念。それから、オレンジ色で記載してあります基本目標。それから、水色の、品川区が目指す高齢者介護の目標。これらは、従来の計画から一貫した内容となっており、現在、国が強調しており

ます、自立支援や予防重視、在宅生活の重視等については、当初より品川区が取り組んできたことがわかりいただけるかと思えます。

続きまして、「第七期の計画期間と重点課題」でございます。(1) 第七期の計画期間は、先ほど申し上げましたが、平成30年度、来年度から、平成32年度の3カ年となっておりますが、団塊世代が後期高齢者となる2025年度を見据えた推計等も一部記載してございます。(2)「第七期の重点課題」は、地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアを推進することとしております。

3ページに移ります。こちらは現状のデータなので、細かなご説明は省略させていただきますが、1番目に「品川区における高齢者の現状」。それから、その下、2番は「地区別の高齢者人口と高齢化率」。そして4ページの3番ですが、「高齢者を支える3つのしくみと課題」。そして、次の5ページの4番としまして、「課題解決に向けた体制の強化」。これらは、それぞれ現時点の状況を掲載したものとなっております。

6ページをお願いいたします。「第七期に推進する7つのプロジェクト」。第六期の検証と、第七期の重点課題であります地域包括ケアの推進の解決を図るための計画となっております。

まず7ページのプロジェクト1「地域との協働によるネットワークと環境の整備」です。(1)「社会参加活動の推進」は、ボランティア活動等の推進。それから(2)「地域に根ざした支え合い活動の拡充」は、生活支援体制整備事業の推進や災害時支援の充実。そして、(3)「見守りのしくみの充実」は、孤立死ゼロや虐待防止の取り組みなどとなっております。総合して、地域のネットワーク構築を強力に進めていく内容となっております。

続きまして、8ページでございます。プロジェクト2「健康づくりと介護予防サービスの充実」でございます。(1)「健康づくり活動への支援」は、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む支援という内容となっております。(2)「一般介護予防事業の推進」は、事業内容の充実、自主的な活動の促進、そして、ゆうゆうプラザをはじめとした拠点の整備でございます。(3)「自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進」は、サービスの充実と、住民主体型の基盤整備を進めることとなっております。(4)「介護予防マネジメントの強化と生活支援の充実」は、利用者の主体性に基づく介護予防の推進と生活支援体制整備事業の推進ということで、総合しまして、健康づくりの推進、総合事業の充実による自立生活の支援を推進していく内容となっております。

続きまして9ページでございます。プロジェクトの3「介護保険サービスの充実」です。こちらは、引き続き適切なケアマネジメントを推進し、サービス内容の検証を行うものでございます。成年後見制度の利用促進や、地域密着型サービス利用の促進を図り、同時にその基盤整備も進めるとともに、引き続き、在宅介護者の支援の充実を図っていくものでございます。

続きまして、10ページのプロジェクト4「認知症高齢者を支える施策の推進」でございます。第六期からの継続となりますが、品川区として力を入れている認知症対策でございます。普及啓発、認知症サポーター養成講座の実施、そして関係機関との連携、専門研修の実施、今年度から補助事業として始めました認知症カフェの支援、それから家族向け講座の実施等、これらを総合的に実施しまして、社会参加や仲間づくりの支援をしていくものでございます。

続きまして、11ページが、プロジェクト5「医療と介護の連携の推進」でございます。地域ケア会議の充実に加えて、第七期では、医療と介護の連携相談窓口を設置することとなっております。医療と介護の情報共有ネットワークにつきましては、今年度、システム改修等を含めて進めているところでございます。そして、昨今、強調されておりますが、在宅での看取りの体制強化も図っていきたいと考え

ております。

続きまして、12ページになります。プロジェクト6「入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上」でございます。現在、1カ所の看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を予定してございます。それから、第七期の期間中に、今現在わかっているところでは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、各1カ所の開設が計画されております。それから、ひとり暮らし高齢者等を対象としましたサービス付き高齢者住宅の整備の支援もしていきたいと考えております。そして、平成15年度より取り組んでおります施設サービス向上研究会の継続的支援によるサービス向上の取り組みを強化していきたいと考えております。

続きまして、13ページ、プロジェクト7「福祉人材の確保、育成」でございます。福祉人材の確保につきましては全国的な課題となっておりますが、品川区としてもさらに力を入れ、運営法人や介護専門学校と協力して人材確保策を進めていきたいと考えております。具体的には、研修の実施によるスキルアップの支援であるとか、ICTや介護ロボットの導入による負担軽減の取り組みとその検証、介護職員のレスパイト事業による支援、そして地域福祉の担い手の育成と支援等を予定しているところでございます。

続きまして14ページになります。こちらから、「主な介護サービス供給量の見込みと保険料」になります。まず1番の「第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み」でございますが、第1号被保険者数、表の中にありますが、平成30年10月1日現在の見込みで8万3,554名、平成31年度の同日で8万4,953名、それから平成32年度が8万6,403名という推定となっております。こちらの3カ年の合計を3で割った8万4,970名という数字が計算上、出ますが、こちらが第七期を見込む際の基本的な数字となっております。それと、この表からおわかりいただけだと思いますが、平成30年度には、前期高齢者と後期高齢者の人数の割合が逆転するという状況が見込まれており、認定率も高くなることが予想されております。

15ページの2番「介護サービス量の推移と今後の見込み」ですが、こちらは表にかなり細かい数字を書いておりますけれども、これは、これまでの利用実績の推移や利用の動向などから、今後のサービス量を推計したものととなっております。いずれも増加が見込まれております。

続きまして、16ページの3番「介護にかかる費用（介護保険給付費）の推移と見込み」でございます。介護サービス量等の見込みから計算した第七期の保険給付費の推計でございます。表を見ておわかりいただけだと思いますが、平成30年度では220億円を超えており、平成32年度には230億円超となっているところでございます。

続きまして、17ページの4番「第1号被保険者の保険料基準と介護給付費準備基金の活用」でございます。今までご説明しました、人口推計とサービス量見込みから計算された第七期の保険料基準額は、月額5,800円程度と推計されます。これは、高齢者人口の増加や後期高齢者の割合が高くなること等の数値が反映されたものですが、これ以外の大きな要因としましては、5番の「介護保険にかかる事業費の財源内訳」というところを見ていただきたいのですけれども、第七期につきましては第1号被保険者の保険料が22%から23%と変わります。先ほど、前のページで見ていただいた保険給付費の総額というところで、平成30年度に220億円超となりますので、負担割合が1%上がるということは、年間で2億2,000万円、保険料が必要になるといった計算になります。同様に、平成32年度は保険給付費が230億円を超えておりますので、1%増えると2億3,000万円の保険料が必要になる。こういう計算になりますので、この5,800円という数字には、それらの数字が盛り込まれたものになっ

ております。ここに準備基金を充当して、基準月額を5,500円から5,600円の範囲に抑えるよう、今、計画しているところでございます。

そして、18ページの6番「第1号被保険者の保険料基準額と品川区独自の保険料軽減措置」でありますが、こちらは第六期と同様に、14段階での設定を予定してございます。先ほどの5,500円から5,600円という数値が確定した段階で、こちらの数字が確定するといった構想になっております。

最後のページになりますが、計画骨子案につきまして、広く区民の方からご意見をいただくための無料のはがきを添付するという予定になっていまして、これは第六期にも同様の対応をしたところでございます。もちろん、これ以外にも、メール、ファクス、それからご持参いただくといった方法で、広くご意見をいただくことを予定してございます。

こちらの資料には記載がありませんが、参考までに、今後の予定として、わかっている範囲でご報告したいと思っておりますが、まず12月26日の火曜日に制度推進委員会を予定しております。今のところ、予定としては午後1時半スタートということで考えているところでございます。それから、この骨子案につきましては、広報しながわの1月11日号に掲載を予定してございます。それから、パブリックコメントとしまして、1月11日から1月31日の期間を予定しております。それから、この骨子案ですけれども、平成26年度の対応としましては、地域センター、文化センター、図書館、それから区政資料コーナー、在宅介護支援センター等々に配布しておりまして、今回も同様の対応を考えているところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。また、資料のページ数が結構ありますので、質問をされる場合は、ページ数もしわかれば言っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○鈴木（ひ）委員

まず、今ご説明いただいた、今後のスケジュールのところなのですが、骨子案の配布場所というか、置いてある場所というのを今ご説明いただきましたけれども、そこに行くと、骨子案はいただくことができるのかどうか、それで骨子案は何部ぐらい印刷されているのか、1つお聞かせください。

それと、あと、この介護保険の中身について、いろいろ、これからの高齢社会に向けての介護の状況を充実させてほしいと、本当に皆さん、思っていると思うのです。そういう点では、地域の方の意見を聞く場というところからしても、私はやはり説明会をぜひやっていただきたいと思うのです。これは何回も言っていて、やらないということなのですが、やらない理由も改めてお聞かせいただきたいのと、地域で有志が集まって、こちらが設定して区にぜひ説明会に来ていただけないかとお願したときには来ていただけるのか、その点についてもお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

配布先と部数につきまして先ほど申し上げたのは、前回、こういう状況があったということ。今現在、まだ確定はしていないのですが、前回と同様の対応をしたいと思っておりますので、なるべく広く区民の方が受け取っていただける場所を想定して配布したい、お渡しできるようにと考えております。

それから、説明会につきましては、ご意見をいただくということで、まず先ほどのはがき、それからファクス、メール、持参等々でご意見をいただける体制をこちらで用意しているということで、説明会等については予定はしてございません。

○鈴木（ひ）委員

説明会ができない理由と、区民の方が何人か、こちらでやっていただきたいということで、そういう場所を設定しますので、ぜひ説明していただけないかというふうな願いがあったときには応えていただけないのか、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

骨子案に限らず、ご不明な点等につきましては、常にご相談をお受けする、窓口・電話等でお答えする体制は、常にとっておりますので、説明会というものは予定はしておりません。

○鈴木（ひ）委員

では、区民の側から、場所を設定したので対応していただきたいということに対しても、応えることはできないということでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

今の段階では、そのような対応は考えておりません。

○鈴木（ひ）委員

私はぜひ、本当に区民に対しての情報提供と、それから区民の意見を聞くということがとても大事なところだと思いますので、その点については、ずっと言い続けているのですけれども、前向きにご検討いただきたいということで、改めて要望させていただきたいと思います。

それで、今度、介護保険が第七期というところなのですけれども、介護報酬がどうなるのかという、介護報酬がまた引き下げられるのではないかとということも報道されているところなのですけれども、そういう動向もお聞かせいただきたいです。それから、昨日もいろいろと請願審査の中でも出てきましたけれども、今、介護の現場というのは本当に、働く人にとっても事業所にとっても大変な状況になっていると思うのですけれども、そういうところで、介護の現場を守るための署名というのが取り組まれたというのをご存じでしょうか。11団体が取り組んでいまして、既にもう、180万筆が厚生労働省に届けられていまして、それも、本当によくある介護の事業所の団体が、こぞってこの署名に取り組んでいるという状況なのです。全国デイ・ケア協会、全国老人クラブ連合会、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本介護福祉士会、それから日本看護協会もやっているのです。これは初めて取り組んだということではなかったけれど、看護師の団体、日本看護協会も取り組んでいます。それから、日本言語聴覚士協会、日本作業療法士協会、日本認知症グループホーム協会、日本福祉用具供給協会、それから日本理学療法士協会、認知症の人と家族の会ということで、11団体が180万筆集めて、介護の現場を守ってほしい。これは、全産業の収支差率4.2%が上昇する中、多くの介護サービスの収支差率が、平成27年度介護報酬改定を境に、ここですごく大幅に引き下げられ、低下しており、良質なサービスの提供に困難を強いられています。その上、介護人材の不足は危機的な状況にあり、社会的な問題です。介護の現場を守ることは、国民、利用者、家族、従事者等の生活の安定に繋がります。そこで、平成30年4月の介護報酬改定に向けて社会保障財源の確保を強くお願いいたしたく、ここに署名を添付して提出しますということで、180万筆の署名が既に厚生労働省に届けられているという状況なのです。やはりこういうこと的前提の上に、今回の介護保険の事業計画というのも組んでいくということが必要だと私は思うのですけれども、そういう社会的な介護の現場の抱える現状や、それから働く人たちの状況ということに対して、今回の事業計画を組むに当たり、どういうふうに捉えて組まれたのかという点について、まずお聞かせいただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長



幾つかご質問をいただきましたけれど、まず先ほどのご要望ということでしたが、今の段階では説明会等の予定はありませんとお答えした、「現段階では」という部分について補足させていただきますと、例えば説明を聞きたいということで、窓口に100人ほど来られてしまったら、もちろんこれは我々も対応できませんので、そういったものを否定しているものではないということで、状況によりご相談には応じますけれども、あくまでも制度の周知という視点で、必要に応じて対応はしていくという趣旨でございますので、ご理解いただければと思います。

それから、報酬の引き下げ等のお話がありましたけれども、一定の期間で、タイトなスケジュールの中で計画をつくっていくこともあります。正式な通知等によって我々は作業を進めておりますので、一部の報道等で引き上げという話が出ている、出ていないということについて、一つ一つについては情報としてはとりますけれども、そのことで何か対応をすぐにするといったものではないと考えております。きちんとした情報を得た段階で、速やかに計画に反映させるよう心がけているところでございます。

それから、現場の状況等につきましては、昨日も触れておりますけれども、昨日は夜勤の話でしたが、そういったことも含めて、大変なお仕事をされているということは重々承知しておりますので、特に3番のプロジェクトの中、保険者としては、サービスを利用する区民の方に対する内容が重点的に書かれているものではありますけれども、当然、従来から申し上げてまいりましたとおり、事業者あつての介護保険制度ですから、その辺については常に心がけて、この骨子案等に限らず、日ごろから意識して情報交換・情報共有をして、必要な支援はさせていただいているというところでございます。

それから、署名等につきましては、これは品川区に来たものではないので、詳細までは把握しておりませんが、そういった動きがあるという話は聞いてございます。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、保険者として事業者支援、それから介護保険制度の適切な運営等を心がけて進めているところで、これからもそのように対応していきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

説明会については、やはり本当に、区民に知らせて声を聞くという姿勢でやっていただきたいということで、私はこれからもぜひ強く要望していきたいと思っております。

それから、先ほど言いました180万人の署名というのは、それだけ、ほとんど全てのかかわる団体が、大変危機的な状況になっていることから、取り組まないではいけないというところで声を上げていますので、現場の状況を一番把握しているのがこういう自治体ですから、そここのところでは、現場の実態を厚生労働省なりにしっかりと届けて、介護報酬の引き下げをするなどというの、区からぜひ求めていただきたいと思うのですけれども、それは後でお願いしたいと思います。

それで、少し具体的などころを伺いたいと思うのですけど、1つは、2ページの「第七期の計画期間と重点課題」というところでは、地域包括ケアの推進というのが、やはり大きな課題になってくるのではないかと思いますので、そここのところでは、地域包括支援センターの位置づけがどうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。本当に、厚生労働省から出されている文書を見ても、地域の最前線に立って、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関というのが、地域包括支援センターだというふうなことで位置づけられておりますので、そここのところの地域包括支援センターの位置づけがどういうふうになっているのかということ、をお聞かせください。

それから、地域包括支援センターの運営方針というのが示されることになっているということで、これも厚生労働省の文書にも書かれているのですけれども、この地域包括支援センターの運営方針というのは、品川区では立てられているのでしょうか。そして、それは公表されているのか、公表されていると

したら、どこを見ればわかるのかということもお聞かせいただきたいと思います。そして、具体的な運営方針、目標、業務内容を設定することというふうなことも書かれていて、それから地域包括支援センターの運営協議会というのもあるのですが、その辺のところはどういう状況になっているのかということもお聞かせください。

地域包括支援センターのことなので、続けてお聞かせいただきたいと思うのですが、この間、私も何回かお聞きしている職員の配置基準なのですけれども、これは厚生労働省のこの文書の中にも、基本方針については、参酌すべき基準と書かれているのですけれども、職員の人員数および人員配置基準については、従うべき基準ということで書かれているのですけれども、この点に関して、本当に、特に保健師の配置基準が、実際の厚生労働省が求める基準に達していないと思うのですが、それに対しては今後どういうふう考えられていくのかについてもお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

地域包括支援センターの位置づけでございますけれども、品川区の場合は、従来の在宅介護支援センター、平成18年度よりも以前の段階から、高齢者に関する総合相談をはじめとした対応を行ってきたところで、介護保険制度が始まって、全国的にはどうしても要介護の重度の方のほうにサービスがシフトしていったという前例等があったということから、平成18年度に大きな改正があったと認識しております。そういう意味では、品川区は従前より、在宅介護支援センターで、全ての自立支援、介護予防といったことも含めまして、虐待防止等もそうですけれども、全て対応してきたということで、わかりやすく言えば、看板をかけかえて済むという内容で、これはむしろ国のほうも、品川区の在宅介護支援システムを参考にしてつくったとまで言われていると私は聞いております。そういう意味では、位置づけについては、一貫して高齢者の総合的なサポート体制をとるものということで続けているところでございます。

それから、運営方針等につきましては、法例等で定めるものにつきましてはきちんと対応しております。情報の公開のどの部分というのは、今、手元にお示しできるものがないのですけれども、運営方針についてはきちんと定めているところでございます。運営協議会につきましても同様にきちんと開催しているものでございます。

それから、最後の人員配置、保健師の部分でございますけれども、これは解釈として、きちんと、都・国に見解を求めた上でやっているところでございまして、条文どおり、この内容で問題ないの見解もいただいております。何よりも、そのことでサービスの質が低下しないような形で、品川区としてはきちんと配置していると認識しております。

#### ○鈴木（ひ）委員

地域包括支援センターについては、品川区が条例を、地域包括支援センターの包括的支援事業等の人員の基準等に関する条例がありますよね、そこに職員の配置基準というのも、厚生労働省が定める配置基準そのものが、だから第一号被保険者の3,000人から6,000人に対して、保健師、また社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種をそれぞれ配置するという条例もできているのですけれども、その条例からしても、この配置基準というのは満たしていないのではないかと思います。在宅介護支援センターをサブセンターということで位置づけるのであれば、このサブセンターの中にやはり保健師をしっかりと配置すべきではないかと思うのですが、改めて、条例との関係で満たしていないところをどう考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、品川区の高齢者福祉課の中に地域包括支援センターがあるということになってはいますが、

改めて、品川区の高齢者福祉課の中にある地域包括支援センターの職員配置、いつも在宅介護支援センターとあわせてご答弁いただいているので、品川区の地域包括支援センター、高齢者福祉課の中にあるこのセンターの人員配置を教えてください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず1点目、条例とのということですが、まず記載としては「原則として」という表記がありますので、この部分を踏まえて、都や国と話をしたところで、まず原則、そのような配置が必要だということを書かれていて、品川区の場合は、相談内容、相談件数、それからこれまでの経過等を含めて、実際には例えば虐待問題等々を含めて、社会福祉士の数が必要であるとか、それから主任ケアマネジャーの数が必要であるとか、そういったもろもろの状況を加味して、きちんと相談を受けられる体制の3職種を配置した上での今の配置になっているということで、条例上、問題ないと解釈・理解しております。

それから、高齢者福祉課のということですが、保健師としましては、実人数、3人です。それから社会福祉士が、準ずる者を含めて10名、それから主任ケアマネジャーが3名です。

#### ○鈴木（ひ）委員

地域包括支援センターの3職種の配置というのは、なぜ3職種が必要なのかということもかなり書かれていて、それぞれ担当するところが、3職種をあわせてやることによって、重層的に高齢者の問題を解決できるということ、だから3職種が必要なのだということ、かなり書かれているので、私はやはり保健師の役割というのはすごく大きいと思うのです。私がさまざま、厚生委員会の中で視察をさせていただいたところでも、こんなに保健師がいないところはないのです。そういう点で言えば、私はぜひ保健師を配置していただきたいということで、強力求めたいと思います。相談件数なども、本当に、ほかと比べると少ないという状況になっていると私は思いますし、在宅介護支援センターがケアプラン作成で、もう手一杯という状況が実態なのではないかと思って、そういうところで地域包括支援センターが位置づけられて、さまざまな取り組みをしているというのが当区の状況だと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それから、介護の地域包括支援センターの公表というところも何回か取り上げてきた問題なのですが、この問題についても、品川区のホームページには公表されていないのです。介護保険法の、平成26年でしたか、法改正によって、しっかりと情報の公表というのが位置づけられましたので、これに基づいて中身の公表、事業内容および活動、実績、職員の職種および員数、担当する区域、営業日および営業時間とか、そういうことで公表するよということ、書かれておりますので、ぜひこれは品川区としても公表していただきたい。それから、東京都も東京都で一括してということだったので、古い情報しか載っていないように思ったのです。だからこそ、区のホームページで公表することが、より新しい情報で公表することにつながりますし、それがまた充実にもつながっていくのではないかと、思うのですけれども、ぜひ情報の公表もしていただきたいと思うのですけど、その点についていかがでしょうか。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、東京都で一括してという部分に関しましては、品川区からは適宜、情報はきちんと提供しているところ、でございますけれども、更新の時期等々によって、若干、情報が古くなっているという実態があるということは、我々も認識しているところ、でございます。公表につきましては、今後もきちんとした情報が伝わるように、適切な公表となるよう努めてまいりたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

では、東京都で公表されているような、中身を充実させた形で、品川区のホームページにも公表を今後していくということによろしいのでしょうか。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

東京都とのタイムラグ等の問題も含めまして、きちんと対応ができるか等も見定めた上で、必要な公表につきましては検討していきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それから、あと、8ページの（3）に総合事業の推進ということで書かれているのですが、この総合事業というのが、第六期の大きく変わったところで、平成27年から品川区は、いち早くやったわけですが、総合事業をやった3年間、今年3年目ですが、総合事業をやった結果がどういうプラス面と課題があったかというところでの、総合事業の検証というのはされているのかという点についてもお聞かせいただきたいです。今回、事業計画で、給付費の見込みとか、それに基づいて保険料の算定というのも出てきているわけですが、この総合事業では品川区が、総合事業で訪問介護と通所介護の報酬を品川区独自に引き下げましたけれども、そのことによって、やはり現場ではすごく、先ほど申しあげましたように、介護報酬が減らされて、もう危機的な状況にあるのに、さらに拍車をかけるという状況をつくったのではないかと私は思っているのです。そういう中で、第七期に対しては、報酬に関してはぜひ、介護報酬以下とするというのが厚生労働省の方針ですが、私はせめて同額にしていきたいと思うのですが、その点についてもお聞かせください。

#### ○松山高齢者地域支援課長

委員がお尋ねの総合事業に関してでございます。3年近く行いまして、総合事業のほう、体系化、国が示した例に基づき、品川区の実情に合わせまして、訪問事業、通所事業、それから一般介護事業ということで、移行後、かなり安定してきております。それぞれ事業者側も、総合事業の体系化、仕組みに対しては、かなり安定的にサービスを行っております。それから、あと1つ、課題です。今後の課題につきましては、前回の厚生委員会のときにご説明したとおり、介護予防ケアマネジメントが鍵を握ると考えております。介護予防ケアマネジメントを適切に行うことで、いかに介護予防を推進するか、あるいは自立支援を推進するか、重度化予防を進めていくことになるのかということで、今、ケアマネジャーを含めて研修を進めているところでございます。

それから総合事業の報酬に関してでございますけれども、やはりご存じのとおり、国の介護報酬を上限という定めがございますので、今後の国の動向を見定めて進めていきたいとは思っております。ただ、総合事業開始前に何度もご説明したとおり、事業者とは将来を見定めた上での協議をしております。また、必要な方につきましては、加算で対応しているという現状でございますので、現在のところ、見直すという考えはございません。

#### ○鈴木（ひ）委員

この総合事業が、今、要介護1まで総合事業に組み込まれるという方法も検討されておりますよね。そうなってくると、本当に、事業者はもう大変な状況になっていくと思うのですが、そういう中でも介護報酬が引き下がったままということになると、ますます危機的な状況を加速させることになると思いますので、そこのところはぜひ、少なくとも介護報酬まで引き上げるようにということで、ぜひお願いしたいということで要望させていただきます。

それから、総合事業が新しく平成27年から始まって、実際やってみてどうだったかみたいな検証を

したまとめみたいなのは出されないのか、そのことについてもお聞かせいただきたいと思います。それから、本当に介護保険というのは、始まったときからどんどん改悪されているという状況があるのですけれども、利用料の負担も2割負担が、おとしでしたか、8月から実施されて、今度は3割負担が実施されることになると思うのですけれども、3割負担の人というのはどれぐらいの割合になるのか、また改めて、2割負担の方から3割負担に移行するということになっていくと思いますので、2割負担、3割負担、それぞれ何%ぐらいになるのかということをお聞かせいただきたいのと、そのところも見込んだ今回の事業計画ということになるのか、そうであれば、2割負担、3割負担になったことでどれぐらい増収になるのかというあたりも、わかったら教えてください。

#### ○松山高齢者地域支援課長

委員がお尋ねの、総合事業の検証のまとめの報告ということでございますけれども、委員会等で、また介護制度推進委員会等で、その都度報告はさせていただいているところでございますので、その中で検証はできていると考えております。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、2割負担につきましては実際にもう始まっておりますので、実績としては、2割負担の方の割合は16%から17%ぐらいが品川区の直近の状況になっているところでございます。それから3割負担につきましては、まだ具体的な数値がはっきり示されていないので、今の段階で何割というふうに見込むことは現在できません。では、計画の中ではどうなっているかということになりますと、今の段階では2割で見込まざるを得ないという状況なので、これが、先ほど言った5,800円程度という「程度」に含まれているところで、少なくとも3割の方が増えるということは、保険料的には収入としては上がりますので、その分が少なくとも保険者側としてプラスに働く要因になっておりますので、その情報がもし入れば、そこも最終的に加味した形になるのではないかと考えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

でも、3割負担になる日程というのは、もう決まっていると思うのです。それで品川区の収入というのも多分わかるのではないかと思いますのですけれども、そういう点からしたら計算ができるのかと思うのですけど、お聞かせいただきたいと思います。

それから、総合事業はぜひ、これは新しい、本当に介護保険が大きく制度が変わって始まったものですし、これから要介護1まで総合事業にというふうなところは、私たちも絶対にこういう方向にしないでほしいと思っているところなのですけれども、そういうところからしても、私は、しっかりと品川区で検証して、まとめておいていただきたい。そして、実際にこうだったのかということがわかるような形で、その都度その都度というのではなくて、しっかりとまとめるというふうなところで、ぜひお願いしたいと思います。

それから、あと14ページなのですけれども、1番の「第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み」というところで、ここに第六期から第七期、どうなっていくのかということで数字が示されています。認定率なのですけれども、第六期のもともとの計画書を見ると、認定率が、平成27年が18.3%、平成28年が19%、平成29年が20.1%ということになっているのですけれども、これが今回の計画とこれだけ違うというところはなぜなのかということ。それから第七期についても、もともとの第六期の計画の中で書かれていまして、平成32年の認定率は22.8%となっているのですけれども、今回の計画の中では、ぐっとそれよりも4%ぐらい引き下げた認定率になっているのです。また合わせて前回の計画の第九期の欄のところにも認定率書かれていまして、これが計画では25.5%となっているので

すけど、今回の計画ではそのところからも大きく認定率が下がっています。このところがなぜなのかということと、それから例えば品川区では平成29年の認定率が17.7%になっていますけれども、今の段階で国平均と都の平均がわかったら教えていただきたいと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

先ほどの3割負担の開始日等につきましては、一部報道されているところもありますけれども、そもそもどういう階層の方がというところで、一番肝心な設定のところはまだわかりませんので、これは見込みようがないというところがございます。

それから、あと14ページの認定率のところでございます。まず計画の段階と実際の実績の段階での乖離があるということですが、これは実際にこういった形で推移したという、あくまでも実績を示したものでありまして、これは計画の段階では、先ほど申し上げましたとおり、例えばですけれども、安全率というわけではないのですが、基本的にワークシートを使っての作業になりますので、こちらから必要なデータを入れたところ、こういった数字が返ってくるという、結論としてはその部分に尽きるのですけれども、例えば高齢者の後期と前期の割合などにつきましても、これぐらい後期のほうが伸びるのではないかとといった数値が全て反映された結果、高目に出るといった傾向がおそらくあったのではなかろうかと推測はしているところがございます。そういった意味で、第七期、第九期につきましては、今までの実績と推計というのがかみ合わさってきますので、当然、数字の中には乖離が出てくると認識しているところがございます。

すみません。都と国の認定率につきましては、今、手元にその資料がありませんのでお答えできません。申しわけございません。

#### ○鈴木（ひ）委員

長くなってしまってすみません。15ページなのですけれども、2番の「介護サービス量の推移と今後の見込み」というところで、利用者の推移と見込みということで書かれているのですけれども、これは、保険料を出すに当たり、いろいろと、どれぐらい給付費がかかるのかということも書かれているのですが、要介護度別の認定者の見込みなどというのも、その中には見込みとして出るのでしょうか。出るのであれば、そういうのも出していただけたらと思ったのですけど、その点が1点です。それと、17ページ4番「第1号被保険者の保険料基準と介護給付費準備基金の活用」のところなのですけれども、前回は5,573円が、基金を取り崩して5,300円になったという、基金の取り崩しと都の財政安定化基金の充当ということなのですけれども、今回は都の財政安定化基金の充当というのはないのでしょうかということが1点。それと、5,300円から、今度、5,500円から5,600円ということで、200円から300円、月に上がるということなのですが、この上がったことで、第1号被保険者の総額としては幾らぐらい負担増になるのかということが計算されていたら教えてください。それから、あと、ここには基金を取り崩して充当するということなのですけれども、平成29年度末の基金が幾らで、それから幾ら取り崩すことになるのか、そして残額が幾らになるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず15ページのサービス量の見込みの中で、要介護度別ということでお話がありましたけれども、ここの部分につきましては、各サービスがどれぐらい伸びるかという相対の数字をあらわしたもので、もちろん保険料を見込むときの計算では、それに合わせて、要介護度によって金額が違うので、計算上の、先ほど言ったワークシートの中には当然含まれていますけれども、この骨子案の中のこのページに

についてはまず総量を見込んで、そこにそういったもろもろの条件を加味した上で、保険料のページのほうに数字があらわされているという仕組みになっているものでございます。

それから17ページの基金についてですけれども、まず、東京都の財政安定化基金というのは、今もう使っていないものなので、そこからの充当というのは基本的にはないです。ちょっと年度は忘れまして、第4期だか、そのあたりで、東京都が、一部を残して全部、各自治体のほうに戻しておりました、きのうも触れましたけれども、それは今、保険料がショートしたときに借りるために、都が一部留保しているという財源でありまして、それを今充当するという仕組みには、現時点ではなっていないところでございます。したがって、保険料を下げるために必要な基金というのは、品川区の準備基金のみが充当財源ということになっているところでございます。

それから、質問の趣旨と違っていたら申しわけないのですけれども、1%上がる場所での負担ということ言えば、これは先ほど申し上げましたとおり、1%上がることによって、2億2,000万円から2億3,000万円というのが全体の総額で、それを人数、8万四千数名で割ったものということになり、これが負担でございます。

それから、あと平成29年度の基金残高は、まだ、昨日も数字の訂正が一部あったのですけれども、普通の会計の年度の切り方と基金の切り方というのが約1年ずれているところがありますので、説明が難しいです。どこで切っても、なかなかいい数字が出なくて、お伝えできることは、例えばもう終わっているところです。今後のこともありますので、確定値として正式に申し上げたいのは、第5期の当初にあった基金が20億4,900万円。端数は省略しますけれども、20億4,900万円、第5期の当初にありまして、第6期の当初では約18億3,700万円あった。これが昨日、申し上げた、2億円強、崩しましたと言った、この数字なのですけれども、そういう意味では、第七期についてはまだ最終決算が終わっていないので、あと一回、利子も含めた積み戻しと取り崩し、それから最後の積みというのが平成30年度の最終補正に出てくるので、そこまでは正確な数字は申し上げられないというのが1つでございます。ただ、計算上、ちょっと雑駁な計算にはなるのですけれども、今の品川区の人口規模からいくと、保険料を100円下げるためには単年度で基金が1億円必要。こういったところから、計算するとすれば、この数字が比較的わかりやすいので、保険料を100円下げるためには基金を1億円崩さなければいけないということですから、3カ年の、もし100円下げるなら、3億円崩さないとならないという計算になるわけでございます。したがって、5,800円を仮に5,600円に下げるといふ判断をした場合につきましては、200円下げますので、単年度で2億円、基金で言えば第七期で6億円崩すという計算になるということになります。

#### ○鈴木（ひ）委員

わかりました。それで、その基金なのですけれども、昨日も、災害のために保険料が入らなくなった場合にとりあえずとっておくのだというお話だったので、改めて厚生労働省の文書を見ますと、基金の取り崩しの考え方というのが出ていまして、これは前にも少し申し上げましたけれども、介護給付費準備基金の取り崩しについてということで、これも厚生労働省の第七期の介護保険料算定に当たっての留意事項、介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余金は、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが1つの考え方である。言うまでもなく、介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するものであるが、各保険者におかれては、上記の考え方に基づき、その適正な取り崩しを含め検討いただきたいということが、書かれているのです。

それともう一つ、改めて災害のためにとということでも、災害救助法の、本当に保険料が納められないというふうなことになるれば、多分、被災した方が保険料や利用料の減免また徴収猶予だとかという形を受けられることになると思うのですが、そういう場合は災害救助法の適用になって、当該市町村に対して特別調整交付金を交付することとなるという、こういうことがあるので、多分、ほかの自治体は、災害のためにと介護給付費の基金をとっておくということはしていないのではないかと思いますので、その点についてもお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

先ほどの、厚生労働省の通知の中にあると委員からご説明いただいた、まさにその内容のとおり、1つの考え方であると書かれている。それから保険者が決定すべきものであるという、この2点をしっかりと踏まえた上で、現状に即した形で対応しているというのが品川区の考え方でございます。それで、これも昨日の答弁と重複しますが、今の段階では基金があるので、災害に備えた蓄えができていくというところですが、この先の高齢化のサービスの供給量が想定をはるかに上回るようなものになった場合には、改めて議論の必要もあるのではないかとこの部分も、当然、認識はしているところでございます。

それから、他の自治体につきましては、明言しているわけではないですが、基本的には、例えば人口の多いところに比例して、やはり基金の金額がそれなりにあるということで、当然、別段、報告等を聞いているわけではないのですが、その対応については各自治体ごとに考えているのであろうと推測されるところでございます。一番重要なのは、見込みをなるべく正確に行うというところで、基金が急に増えたり減ったりということではなくて、計画的な基金の推移があるということ、それから将来に向けた、特に、昨日と重複しますが、できれば2040年代ぐらいのところまで、一定程度蓄えがあるのが本来は望ましいのですが、少なくとも団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年までは、しっかりとした基金の計画的な運用がなされるべきであると考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

基金は、実際に初めに計画したよりもかなり少ない取り崩しというのが、ずっとこの間の経過だと思いますので、そういう点では、見込みが多分、5,800円という、前回で言えば5,573円というのが、多かった見込みということに、そういうことではなるのかもしれないのですが、そういう点では、ぜひしっかりと基金を保険料に充当するという形で使って、ぜひ保険料の値上げをしないでいただきたいということで、お願いしておきたいと思っております。

先ほど、厚生労働省の考え方も述べましたが、もちろん地方分権ということなので、厚生労働省としては、毎回強制はできません。ですが、こういう考え方ですということでは述べているものなので、そういうところはぜひ参考にもしていただきたいと思います。

それともう一つ、17ページの一番下のほうなのですが、居宅サービスにかかる費用負担の割合というのは、ここに書かれているとおりののですが、その下に、介護保険施設というのはこの割合ではないということで、注意書きがありまして、その下に、さらに地域支援事業の割合というのも書かれています。地域支援事業は、第2号被保険者の保険料というのは含まれないで、国と東京都と区と第1号被保険者の保険料で賄うということになると思うのですが、そういう点で言えば、総合事業もこの中に入って、どんどん地域支援事業というのが膨れてくるのかなという思いがしているのですが、第七期の地域支援事業の割合というのは何%ぐらいになるのか、そのところが考え方としてもどういうふうに変わってくるのかということもお聞かせいただきたいと思います。それと、第七期の保険



料が、一番最後の18ページに書かれているのですが、これは1段階から14段階までというのは今までと同じで、割合も同じということですが、段階別の人数の割合というのがわかったら教えていただきたいと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

17ページの部分です。先ほどの総合事業というご指摘でしたけれども、総合事業だけでなく、地域支援事業全体がここに入ってきておりますので、総合事業以外の任意事業等も含まれた計算になっておりまして、その数値の割合等につきましては、その前の16ページにグラフと表で記載しておりまして、ここの地域支援事業といったところが全体の割合になるものでございます。下の棒グラフで言うと、一番上のグレーの部分が地域支援事業を指しておりますので、ここの数字になります。

それから、今、手元にありますのが、平成28年度の実績ということになりますので、参考数値という形にはなろうかと思っておりますけれども、段階別といたしましては、14段階全体を100としまして、上から順に読み上げさせていただきますけれども、第1段階の方が平成28年度では4.2%、第2段階が14.3%。7月でしたか、介護保険制度の運営状況というご報告をさせていただいたときの資料にそのまま表が載っておりますので、この後の数値はそちらをご覧くださいと思います。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。いいですか。

#### ○石田（ち）副委員長

先ほど、第六期の総括という話があったのですが、その都度その都度、報告の中でまとめている、検証できているということだったのですが、やはり私も全体的に見られるものがあるといいと思いました。そして、課題として、先ほど課長から、介護予防ケアマネジメントの強化で研修も進めているということだったので、なぜそうした強化が必要になったと感じたのかとか、8ページの上のほうにあるゆうゆうプラザなども厚生委員会で視察などもしましたけれども、本当に元気な高齢者の皆さんが通ってきていて、お子さんたちもいて、いい空間だとは感じたりもしたのですが、そういうのが見える形の何か報告とかまとめというのが、あってもいいのではないかと思うのですが、そういうのは全くないのでしょうか。総合事業だけでなく、第六期を終えてとか、そういうところでのまとまったものというのは、それぞれの所管がそれぞれやっているというだけで、全体がまとまったものはないのかというのと、あと、先ほど課題で言われていた、介護予防マネジメント、ケアマネジメントの強化がなぜ課題になっているのか、そこも伺いたいと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

なぜケアマネジメントの強化が必要かというところにつきまして、これはもう、一言で言って、ニーズが多様化しているからというところに尽きると思います。例えば、もちろん人数が増えているというところもありますけれども、かなり専門的なスキルが要求される。虐待しかり、認知症しかりですが、こういった対応が非常に増えておりますので、ケアマネジメントの強化というところが必要になってくるというのが全体的な考え方でございます。それから、第六期といわずということで、それぞれの検証とか状況ということにつきましては、先ほど資料がと言いましたけれども、運営状況というもので、毎年必ずご報告させていただいておりますので、その中で数値だけではなく内容についてもご説明させていただいているというところでございます。

#### ○松山高齢者地域支援課長

私からは、介護予防ケアマネジメントの必要性についてでございますけれども、これまでもケアマネ

ジャーは介護の知識を深めてまいりましたけれども、こちらのほうで、やはり自立支援についての共通理解を深めるということで、介護の立場というより、介護予防、自立支援のほうから、その方のできるものを、スキルを高めていくというような、逆方向から見たケアマネジメント力の向上を図ることが必要だと感じまして研修をしているところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

一つ一つ聞いていくと、それぞれの状況だったり、細かい理由だったりというのが出てくると思うのです。それをここであらわすとなれば、本当に大変な膨大なページになってしまうと思うので、やはりちょっと見られる形でまとめておいていただきたいし、それで区としても、そうした振り返り、PDCAサイクルではないですけど、そうしたものが明確に進められるのではないかと思います。そうしたものをつくる考えはないでしょうか。それで、先ほど、運営状況のほうに書かれているとおっしゃっていたのですが、それも高齢者の姿が見えてこないというか、私も毎回読ませていただいているのですが、やはりまとまった形であったほうが良いと、私はとにかく思っているのですが、それは難しいことなのか、そこは伺いたいと思います。

それと、12ページの施設整備のところ。2) 介護保険施設の整備のところ、第七期では、リハビリテーションに特化した老人保健施設、また特別養護老人ホーム1カ所の開設を計画していますということなのですが、これは、第七期はこれだけということなのではないでしょうか。やはり、私たちはまだまだ足りないという立場で求めているのですが、第七期ではこれを計画していますと言い切っているということは、第七期ではもうこれしかやらないということなのではないでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、PDCAサイクルと、それから第六期の検証ということなのですが、第六期としてざっくり出してということで、わかりづらいというご指摘であれば対応も考えるのですが、逆に、毎年、運営状況をご報告して、それで3年まとめてではなく1年ごとにきちんと状況を報告した上で、それらの総括として第七期に反映させているという考え方なので、こちらとしては情報としてわかりやすく提供しているつもりでございますし、もし工夫する余地がありましたら、今後もそれについてはしっかり対応していきたいとは考えております。

それから、施設ですけれども、計画上、ここに、介護老人保健施設1カ所、特別養護老人ホーム1カ所と書いてあるのは、今現在、計画としてわかっているもののみを記載しているということで、計画ですから、不確定要素を入れることはできませんので、その分については入っていないという内容でございます。

#### ○石田（ち）副委員長

わかりました。そうしたら、不確定要素も含めてということですので、今後ともぜひ、ここだけに限らず、さらに増設していただけたらと思います。

#### ○鈴木（真）委員

1点だけ。第七期の基本的なところで、たしか介護離職ゼロという言葉が強く出ていたと思います。これは9ページだと一番下に出てきますが、これは施策の展開になってしまうかもしれませんが、どのようなイメージを持たれているか。このところに、「総合的なケアマネジメント」という言葉が出ています。この辺、どのような考え方か、概略だけ教えていただければと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

介護離職ゼロという部分につきましては、まず最初に人材確保というところからスタートしているのですが、まずそれが大変困難になってきているということで、品川区としましては、各法人との意見交換も、この分野だけに関してもやっているところでもあります。それから、介護学校の生徒を活用した就職ということでは、支援もしておりますし、学校も従前に増して力を入れているというところがまず1つでございます。

それから、あと介護離職ゼロというときに、いろんな要素がありまして、やはり一番、現状に詳しいのは、何といたっても運営法人ですから、その原因について、どういったことが原因で、例えば離職者が出るのかといったあたりは、今年度もそうですけど、来年度にもかけまして、各法人ごとに対策を考えると、現状を把握するという取り組みをやってほしいということで、区の助成金等も活用して支援している事業も進めております。そういった中で、スキルアップであるとか、それからレスパイトであるとか、そういったものを含めて職員の方々の離職防止に寄与できるような事業を進めていく、それに伴って、やはりそういったスキルをアップしたところで、それがいわゆる高齢者の方へのサービスに還元されていくと、ケアマネジメントが強化されるし維持されるというところにつながっていくのであらうと考えております。

#### ○鈴木（真）委員

介護人材という面から、今のお話をいただいたと思うのですが、介護しながら仕事を続けていく方。そっこのほうの介護離職ゼロというのが今回出てきていると思うのですが、そっこのほうについての確認をしたかったのですが。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

大変失礼いたしました。今、品川区で取り組んでいるのは、介護者の集いということで、皆さんに集まっていて、今年度も11月1日と8日に、品川地区、荏原地区でそれぞれ開催しましたけれども、日ごろの介護のお疲れを癒やしていただくとともに、同じような生活をされている方々同士で意見交換をすると、地道ではありますが、そういう取り組みを、もう何年もやっているというのがまず1つでございます。それ以外につきましても、いわゆる、そういう介護者の方に集まっていて、介護者教室という名称でいろいろと、こちらから介護に関するアドバイスであるとか、リフレッシュの仕方等を含めた生活の仕方というのですか、そういったこともご案内しながら、区としてできる支援は引き続き続けていきたいと考えているところでございます。

#### ○鈴木（真）委員

今、現状、区で行っているのと、それから働き方というか企業側に対する働きかけというのも今回出ています。その辺がこの計画の中にどういうふうに盛り込まれているのかという、そこがわからなかったのです。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

介護に限らず働き方改革等々の話が出ている中で、これは、お勤めの方であれば、企業側の協力というか努力というものも大変必要になってくるところでございますので、そういったあたりは、情報交換等、いい形で、これからの課題ということなので、今、計画の中で具体的にはお示しできなくて大変申しわけないのですが、重要な課題であることは認識しております。それについては企業の方にも意見をいただくなり、区として支援していくことがあれば取り組んでいきたい。それから、あとサービスの利用の仕方というところが、また1つ変わってくるので、こういったサービスの利用の仕方があれば、企業も対応が可能であるなどというところの、サービスの利用方法などについてもご案内ができれば

ば、1つ前に進むのかとは考えております。

#### ○鈴木（真）委員

施策はもう本当に、今ある中でこれから検討していってもらうと思いますけど、この計画の中に、自分からすると、その最後の部分を読み切れなかったような部分があったので、それが確認したかったところなんです。どこかにあったらすみません。自分がそこまで、短時間の間に読んでいなかったのかもしれないので、その辺をまた教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

#### ○鈴木（ひ）委員

7月11日の厚生委員会の中で、介護保険事業計画の改定に伴う高齢者アンケート調査というものの報告があったと思うのですが、この結果と分析というのがどうなっているのかというのを教えていただきたいと思います。あと、先ほどの介護保険施設の整備のことなのですが、第七期に建てるというのは、もう既に第六期の段階で計画されているものが第七期に立ち上がっていくということになると思うのですが、そういうことで言えば、第七期に特別養護老人ホームの増設計画をする考えがあるのかという点についてお聞かせください。

それともう一つ、3割負担の先ほどの件なのですが、この3割負担というのは、来年、平成30年の8月から実施に移されるということになっていると思うのです。それで、合計所得金額が220万円以上の方が3割負担になるというのは、もう決まってしまうものではないかと思うのです。そして来年の8月から施行されるという状況になると思うのですが、そういう点では、ここの中に組み込まれていくのではないかと思うのですが、その点について、その3点をお願いします。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、夏に実施しましたアンケートですけれども、締め切りの後も提出していただく件数が多かったので、1件でも多くということで、締め切りを延ばしてお受けしたところでございます。それで、ここまで来ておりますので、10月末の段階では、約7,000件のアンケートに対して、4,000件を若干超える回答があったというところでございます。それで、アンケートの項目が、そのまま何か計画に数値として反映されるかというよりは、例えば動向とか、希望というか、サービスに対する、どういったサービスを使いたいのかとか、そういったあたりの数字もありますので、見込みの中で動向として読み込めるところにつきましては、盛り込んでいる部分もあるというところなんです。それから、あと数値については、今、クロス集計、1件ずつのアンケート項目はわかっているのですけれども、どちらにお住まいで何歳の方がどういう希望があるというクロス集計を、今まさにやっているところなので、本日の段階で何かペーパーとしてお示しできるものがあるということではないということです。

それから、あと整備計画につきましては、先ほど申し上げたとおり、わかっているところでの記載をしたということなので、それ以降、この2カ所以外の整備計画等があるかということにつきましては、今の段階では区としては情報は持っておりません。

それから、あと、3割負担につきましては、すみません。私のほうでは、まだ正式に確定とは認識していなかったのですけれども、少なくとも骨子案を作成している段階においては、まだその数値は我々としては入手していなかったもので、この段階としては入っていないという、先ほどの答弁と同じ内容になります。

#### ○鈴木（ひ）委員

アンケートは、では全部集計ができた段階でぜひご報告いただきたいと思うのですが、その点だけお聞かせください。

もう一つ、すみません。介護施設についてはまだ今のところは計画について示せるものがないということなのですが、ぜひ計画を第七期の中で立てていていただきたい。これも時間のかかることですので、ぜひそういう方針を持っていただきたいということで要望しておきます。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

アンケートにつきましては、ご説明の時期・方法等につきましては、今まだ決まってはおりませんが、ご提出いただいたアンケートなので、情報としては何らかの形で必ずご報告できるようにしたいと考えております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

#### ○若林委員

第六期からの一つ一つ、プロジェクトはそのまま7つということで、一つ一つを充実・拡充させていくということで、しっかり前に進んでいくのだという計画とお見受けいたしました。その中で、特に拡充というのか充実というのか、11ページのプロジェクト5「医療と介護の連携の推進」のところで、これは確認ぐらいのご答弁でいいと思うのですが、(1)「連携体制の強化」の中で、第七期には医療と介護の連携相談窓口を設置するというので、これについての、何というか、中身、内容、またどういう体制になるのか等スケジュール的なもの、これをお示しいただきたいと思えます。

#### ○大串福祉計画課長

医療と介護の連携のところでございます。こちらにつきましても、大変大きな課題と認識しておりますし、医師会からも、そういった形での窓口等、設置することは求められているところでございます。そちらの窓口の設置につきましても、今現在、我々のほうでも検討しております、対応する組織といったものもつくっていかうといったところで、どのように、医師会あるいは介護の双方の連携ができるような形で対応ができていくのか。一番、それがどういった形がいいのかというところを、今、検討している段階でございます。いずれにいたしましても、この介護と医療の連携は大変大きな課題と思っておりますので、双方の連携がスムーズにいくような形を今現在、検討しているところでございます。

#### ○若林委員

厚生委員会としても、さまざま行政視察等で各地に行く中で、また会派として視察に行く中で、やはりいわゆる相談窓口というのが、本当に各地で焦点、スポットになっていまして、本当に大事だということで、ぜひ進めていただきたいと思えます。それで、全体としても、地域福祉計画というか、地域福祉に包含されている地域包括ケアということで、いわゆる医療と介護も含めた、いわゆる複雑な事例とか、1つのセクション、部署で対応し切れない、できない事例というのがどんどん増えているということですので、医療と介護も含めた、いわゆる地域福祉としての、何か総合的な、ワンストップ的な窓口という色彩も含めて、要望になりますけれども、ぜひ充実をお願いしたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時39分休憩

○午後1時15分再開

○石田（秀）委員長

それでは、休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

---

(2) 「品川区障害福祉計画・品川区障害児福祉計画（素案）」およびパブリックコメントの実施について

○石田（秀）委員長

次に、『品川区障害福祉計画・品川区障害児福祉計画（素案）』およびパブリックコメントの実施について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○飛田障害者施策推進担当課長

それでは、私からは、「品川区障害福祉計画・品川区障害児福祉計画（素案）」およびパブリックコメントの実施についてご説明いたします。

本件は、7月11日開催の厚生委員会におきまして、計画策定についてご報告申し上げているところではございますが、11月20日開催の第2回品川区地域自立支援協議会におきまして、今回の計画（素案）の内容についてご審議いただきましたことを受け、本日、厚生委員会においてその内容をご報告申し上げるものでございます。1「素案策定までの経過」といたしましては、6月23日に第1回品川区地域自立支援協議会を開催し、8月に障害児実態・意向調査を行いました。その後、10月から11月にかけて、各団体とのヒアリングを実施しております。

それでは資料のほう、第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の冊子をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、目次でございまして、今回は6章立てで構成させております。おめくりいただきまして1ページ目には、第1章「計画策定の概要」として、計画策定の趣旨、2ページ目が計画の性格・位置づけということで書かせていただいております。3ページ目が計画期間となります。計画期間といたしましては、国が定める基本方針に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間としております。

6ページをご覧ください。第2章では、「障害者の現状」ということでそれぞれの障害における推移と現状を記載しております。

12ページをご覧ください。第3章では、「障害者施策推進の取組みと課題」として、品川区障害者計画を抜粋して掲載してあります。

15ページをご覧ください。こちらは、障害者計画の施策の体系として、基本理念、基本方針、そして施策の柱として9つの柱を記載しております。次の16ページからは、この9つの柱について、平成27年度から平成29年度までの事業展開を記載しております。

21ページをご覧ください。ここからは、「今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み」を記載しております。(1)「相談支援の充実と適切な情報提供」についてです。障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、それらサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となっております。この間、意向調査や各団体とのヒアリングを行いまして、情報が行き届いていないという声が多数ありました。情報提供の仕組みづくりに工夫を凝らし、サービスを利用するために必要な情報を提供できるよう努めてまいります。

22ページをご覧ください。(2)「障害者の高齢化への対応」ですが、高齢化に伴い、障害福祉サービスの利用者が介護保険の被保険者となった場合には、さまざまなケースが生じます。介護保険制度の利用開始の前後で利用者視点のサービスが大きく変化することのないよう、柔軟かつ適正なサービスの提供に向けて、サービス支援にかかわる者が理解を深めることで適切な運用を行います。

(3)「保健・医療との連携」については、ライフステージや症状の変化に合わせた支援やアウトリーチ支援等、介護する家族の負担を軽減するための支援が求められております。通所施設や短期入所において医療ニーズの高い利用者を受け入れるための体制整備と、家族支援のためのレスパイト支援を進めてまいります。

次に23ページをご覧ください。(4)「地域生活支援拠点の整備」です。今後、さらなる障害者の重度化や高齢化の進展、親亡き後を見据えると、障害児者が地域生活を続ける上では、総合的に支援する機能が必要となります。次のページの下のほうにイメージ図があります。平成29年度には3つの地域生活支援拠点を設置いたしました。これからは、家族と窓口をコーディネーターが担い、総合的に支援を調整し、既存の施設や機能の効果的な連携を検証し、相談機能の充実をはじめ、施設およびサービス等の連携体制の強化を図ります。

25ページをご覧ください。(5)「社会資源の開拓と地域による偏りの解消」です。区内全域におけるサービス提供体制のバランスに配慮した社会資源の整備を行う必要があります。地域生活支援拠点の機能強化とともに、区内全域においてバランスのとれたサービス提供体制を目指します。

26ページをご覧ください。(6)「人材育成」です。多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上のための人材の育成・確保が求められています。人材育成についても、意向調査や各団体からのヒアリングにて、施設のスタッフの対応や支援方法の向上について要望がありました。多様な障害特性に応じた専門性のある支援を提供できる人材を育成し、地域の福祉人材の底上げに取り組んでまいります。

27ページをご覧ください。第1期品川区障害児福祉計画となります。(7)「包括的な障害児支援の充実」では、障害児の相談は低年齢化・多様化が進み、その件数は増加傾向にあります。区では、発育・発達に関して支援の必要な子どもに対する早期発見や早期療育につながる体制整備を進めております。相談や療育の実施など、医療面との連携を強化する仕組みを構築し、未就学児から引き続き学齢期の相談を実施、子どもの成長を切れ目なく支援する相談体制の充実を図ります。

30ページをご覧ください。第4章「計画における成果目標」です。(1)国の基本指針と(2)成果目標を記載しております。

31ページをご覧ください。2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。(2)「成果目標」で、真ん中のほうに記載してありますが、東京都の試算によるとの後に、赤丸があります。そここのところに人数が入りますが、こちらは東京都からまだ提示がされておられません。12月中旬ごろ東京都より報告がありますので、数値がわかり次第、そちらに掲載いたします。

35ページをご覧ください。第5章「サービス見込み量および確保のための方策」です。こちらの見込み量は、今までの実績や今後の動向などを考慮して算定しております。

36ページをご覧ください。上の表の中段にあります重度訪問介護の見込み量ですが、先日の品川区地域自立支援協議会にて、今後の利用者の高齢化やご家族の高齢化に伴い、もう少し伸びがあるのではないかという意見がありました。見込み量については、そちらに記載されておりますが、もう一度検討しているところです。

40ページをご覧ください。⑦「短期入所」です。過去の利用率と新施設の設置により増加を見込んでおります。

41ページをご覧ください。②「共同生活援助」です。今年度、新たにグループホーム金子山がオープンいたしました。こちら各団体との話の中で、親亡き後のところで要望が出ておりました。今後の設備等を見込み、増加を考えております。

43ページをご覧ください。②「地域移行支援」と③「地域定着支援」ですが、こちら今後の地域移行の促進から、品川区地域自立支援協議会で、見込み量がもう少しあるのではないかという話がありました。見込み量については、もう一度検討を考えております。

44ページをご覧ください。2「児童福祉法に基づく障害児サービス」です。①「児童発達支援」の見込み量ですが、利用者数は、今までの一定の伸び率から勘案しておりますが、利用実日数については、日々の相談や意向調査から利用日数の増加が求められておりました。それらの声を反映いたしまして、見込み数の増加をいたしました。

45ページの③「放課後等デイサービス」においても、同様に、日々の相談や意向調査から利用日数の増加が多数求められておりました。今後の利用の増加が見込まれるので、こちら利用日数を増加しております。

④「保育所等訪問支援」については、国の指針にもあるように、利用できる体制の構築が求められております。今後は、事業所の整備も含め、利用者数が多くなるのではないかと見込んであります。

47ページをご覧ください。(2)「相談支援」の①「障害児相談支援」ですが、こちら、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者増加に伴い、相談利用数も増加すると見込んでおります。

3「地域生活支援事業」です。こちらは、(1)「必須事業」ということで、国の指針に合わせて実施の有無ということで記載しております。

53ページをご覧ください。(2)「任意事業」です。②「日中一時支援事業」は、平成31年度、障害児者総合支援施設ができますので、年間延べ利用数は増加すると算定しております。

1枚ページをめくりまして、54ページ、③「障害者世帯ハウスクリーニング事業」については、今までの需要に合わせて見込み量を想定しております。

この後、57ページになりますが、ここからは第6章「資料編」として添付しております。今後のスケジュールですが、先日の品川区地域自立支援協議会にて、見込み量や提案の文面の説明のわかりづらさなど、さまざまなお意見をいただいております。これらをまた反映したものを、もう一度手直しいたしまして、草案をパブリックコメントにてお示しいたします。パブリックコメントの実施でございますが、来月、12月11日号の広報しながわにおきまして周知を図ります。こちら、厚生委員会の今回の資料ですが、期間が12月28日までと書いてありますが。この間、やはりご意見で、期間が短い、なるべく長くしてほしいという声がありましたので、締め切りを1月10日までと期間を延ばして、区民の皆様からご意見をいただき、その内容を受けまして、さらに計画については内容がよりよいものとなるように努めてまいりたいと考えております。また、こちらのほうでご意見をいただいたものを、また修正、手直し等行いまして、その後、第3回の品川区地域自立支援協議会において、計画の答申という形で、この計画について最終的に取りまとめたいと考えております。計画の公表については、平成29年4月に、区ホームページや広報しながわ等にて公表を考えております。

○石田（秀）委員長



説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言を願います。また、これも資料が多いので、必ずページも言っていただければと思います。よろしくお願いします。

#### ○鈴木（ひ）委員

まず、パブリックコメントの募集期間を長くしていただいております。本当に、これだと短いと思っていたので、よかったと歓迎いたします。

それで、「パブリックコメントの実施について」というところから、まずお聞かせいただきたいのですが、当事者の意見を聞いてほしいということでの請願が全会一致で趣旨採択されて、それを受けて、さまざまな団体からの申し入れに応じていただいて、これも本当にありがとうございました。そこで、このヒアリングをさまざま、今までの障害者7団体だけでなく、していただいたわけですが、このヒアリングの中で出てきた意見がどんなものだったのかということ、お聞かせいただけたらというのが1点です。それから、あと障害児のアンケートについても、前回の委員会の中で、時間がなくて、本当に聞き切れなかった部分があるのですけれども、これを全部まとめたものというのは、ホームページで公開されるようになるのでしょうか。なるとしたら、いつごろかということもお聞かせいただけたらと思います。

それと、もう一つ。先日、品川区地域自立支援協議会、私も傍聴させていただいたのですが、それが、ここの委員会室でされたのですが、10人という制限だったので、本当に残念ながら、父母の方ですとか家族の方がせっかく傍聴に来られたにもかかわらず、入れなくて、制限されて、帰らざるを得ないという状況になったのです。私はこれはちょっと本当に問題ではないかと、後でもお話をさせていただいたのですが、ぜひ傍聴の制限というのは10名ではなくしていただきたい。ここは特に60人が傍聴できるという状況になっているにもかかわらず、なぜ10人ということで傍聴制限をされたのか。そして、今後、本当にたくさんの方が、傍聴に来られたときに入れるような形をぜひ保証していただきたいというのが1つ。

それと、もう一つ、傍聴者用ということで、資料もその場では見ることができたのです。それで、見ながら本当に私などもたくさんメモしてしまったのですが、そのメモした計画を持ち帰ってはだめだと。それで、その場に置いていけということ言われたのです。これは多分、メモしたものなので、その後、使うということはいえないと思うのです。それで、この問題は、国民健康保険にしても、それから介護制度推進委員会にしても、傍聴者はそのまま資料を持って帰れるということになっていますし、先日、子ども・子育て会議での資料も、1回、置いていってくださいというふうなことになったそうなのですが、その後、検討した結果、これはお渡ししますということになって、うちの会派の議員も、その後、いただくということになりました。そういうところで、私は傍聴者の方がそのときに見た資料というのは、そのままぜひ持ち帰れるようにしていただきたいと思うのですが、その点もまずお聞かせいただきたいと思います。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

幾つかご質問がありました。まず、今回の各団体との意見のところですが、さまざまな団体からいただいております、特に、先ほどこちらの素案のほうでも述べましたが、人材育成についてです。やはり、福祉は人というところで、人と人が向き合ってお仕事になりますので、そういうところでは、相談事業所や各施設の職員など、幅広く質の向上について求められる声がありました。それから、情報の発達のあり方についてもです。相談事業所や各施設について、情報がきちんと各事業所に行き届いて

いないのではないかという声もありました。そういうところも、各事業所だけではなく、一般に利用する当事者にもわかりやすく伝える方法が必要だと考えております。そして、生活介護や就労支援、外出支援についても、質と量の充実というところが求められております。また、日用生活用具についても、利用者のニーズをしっかりと把握して活かしてほしいということもありました。そして、児童発達支援や放課後等デイサービス、そういうところでは利用日数の増加という要望を数多くいただいておりますので、そちらも今回の計画の素案に活かしております。そして、この間のアンケートは、今度またパブリックコメントがありますので、一緒に添えてと考えております。

#### ○中山障害者福祉課長

品川区地域自立支援協議会の運営に関する事なので、私のほうからお答えいたします。

まず、今回、傍聴定員が10人までだったということで、もともとホームページに定員10名、先着順と書かせていただいたところもありまして、資料のご準備等ができておりませんでした。ただ、すごく関心が高い事項でもありますので、これからは、会場の広さなどにもよると思うのですが、なるべく制限をかけない形で受け入れをしようと考えております。それで、その要綱といいますか、傍聴の取り決めの規定も少し見直させていただいて、特に私ども所管の協議会ですと障害のある方がお見えになることが多いと思うので、どういった合理的配慮が必要かということも記載させていただくことも含めて、事前申し込み制ということで考えてまいりたいと思っております。

資料につきましては、今は品川区地域自立支援協議会も終わったので、できるだけ早くホームページに、記録と同時に当日の資料もアップするような形をとっております。当日の資料も持ち帰りできるようにということで、今後考えてまいります。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございます。ぜひ傍聴は制限のないということで、来られた方は入れるようにということでお願いしたいと思います。それで、合理的配慮をする方は、事前の準備が必要なので、そういうふう事前に申し込みをして、その準備をしていただくというのはすごく大事だと思うのですが、当日そのまま事前申し込みなくて来られた方に対しても、そこで帰すというのではなく、ぜひ受け入れていただきたいということでお願いしたいと思うのですが、その点、改めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回のパブリックコメントの募集期間は長くなったのでよかったのですが、計画（素案）の閲覧場所ということでここに書かれているのですが、その場でこれを全部閲覧するというのは、なかなか大変なことだと思うのです。そういう点で言えば、先ほどの介護保険の報告のところでもご答弁いただきましたけれども、介護保険の骨子案は、さまざまな区の施設に行けば、骨子案そのものをいただけるということになりました。今回計画（素案）についても、そういう形で、いただきたいという方には提供していただきたいということで、ぜひ対応していただきたいと思うのですが、その点もいかがでしょうか。それから、あと、今度傍聴に来られた方には合理的配慮ということでしていただくということでよかったと思うのですが、この計画（素案）についての合理的配慮というのは、どう考えられているかということもお聞かせいただきたいです。例えば新宿区の素案がやはりホームページで公開されていたのですが、そのところでは、素案の点字版や音声版、ダイジー版やカセットテープ版なども用意しているという状況になっているのですが、そのように、素案に対しても合理的配慮という形で対応していただきたいと思うのですが、その点もお聞かせいただけたらと思います。

### ○中山障害者福祉課長

品川区地域自立支援協議会ですが、事前申し込みを基本としつつ、当日の会場にもよるかと思しますので、その辺は臨機応変な対応をしていければと思っております。

### ○飛田障害者施策推進担当課長

パブリックコメントに対しての計画（素案）閲覧場所というところでは、今のところ、持ち帰りは考えてはなかったです。何分、量が多くて、どのぐらい量をおけばいいかというところもあるので、少し多目に刷っておいて、また様子を見ながらになるかと思いますが、ある程度、印刷して用意しておきたいと思っております。

それと、合理的配慮についてですが、今のところ、こちらのほうで図やグラフがこれではわからないという声がありますので、ワードに変換してほしいという要望があります。ですので、ワードで読み上げて、聞き取り、リスニングでわかるようにはしたいとは考えております。また、点字やデージーなど、要望があれば、またそこも対応する必要はあるかとは考えております。

### ○鈴木（ひ）委員

新宿区の計画の素案だと、全部、読み取りができるような形での素案ができています。だから、そういうのも含めて、これだけ合理的配慮の義務づけというところまで言われていますので、視覚障害の方もしっかりとこの計画を見ることができて、そして意見が言えるという、その対応までぜひともしていただきたい。デージー版やカセットテープ版など、そういうところまで、点字版なども含めて、ぜひこれは本当に合理的配慮というところではしていただきたいと思うのですが、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

もう少し続けていいですか。いろいろあってすみません。それと、この中に、PDCAのサイクルでこれを見直していくということが、前の計画の中でもありました。これは私もこの場でも何回か意見を言わせていただいたのですが、ぜひ、午前中もあったように、介護保険の制度では、運営状況というのを毎年出して、ホームページでも公開しているのです。それで、ここでも報告をいただいているのです。そういう形で、障害者の計画に対してもPDCAで、1年ごとに、そういう計画がどこまで来たのか、そういうものをぜひまとめて、この厚生委員会にも報告していただきたいですし、品川区地域自立支援協議会には報告されるということになるのか、そのことの確認もお願いしたいのです。他区では、このPDCAの、1年間、どうなったのかという、目標値に対してどこまでいったのかというのを、数値も含めて全部、公表しているのです。そういうところで、ぜひこの公表もしていただきたいと思っております。その点についてもお聞かせください。

### ○飛田障害者施策推進担当課長

まず最初の、デージー版や点字版等、今回のところで全てに合理的配慮を行うというのはなかなか難しいかと思っておりますが、また今後のこともありますので、また検討させていただければと思っております。

今回の計画の進行のPDCAサイクルですが、こちらも毎年、品川区地域自立支援協議会では報告させていただいております。また、今回、協議会での報告をいたしましたところは、ホームページ等でも公表していきたいと考えております。

### ○鈴木（ひ）委員

合理的配慮については、本当に自治体に対しての義務づけというところにもなっていますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思っております。

あと、先ほど、資料についてはたくさん用意してくださることだったのですが、それは、あ

る程度までは、欲しいという方には、いただけるということでもいいのかということが1つと、それから、これだけの団体にヒアリングをしてきましたので、ヒアリングをされた団体には、ぜひこれは何部かずつという形でも配付していただきたいと思うのですけれど、その点についてもお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

この素案、ぜひ皆さんで持ち帰られるように、部数を少し多目に刷って用意したいと思います。また、今回、いろいろ団体のご意見をいただきましたので、またこちらを見ていただいて、またそれとともにいろんな意見があると思うのです。そのところで、いろいろ、パブリックコメントとあわせていただければと思っておりますので、配りたいと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございました。ぜひ本当に配付、いただきたいという方に対しては、計画そのものが配付されるということになってよかったですと思います。

それで、中身にいきたいと思うのですけれども、私は一番初めに1ページの「計画策定の趣旨」というところから読ませていただいたときに、新宿区のがあったので、これとあわせて読ませていただきました。新宿区のところでは、計画策定の背景というところで、国の障害者制度改革の動向というところがありまして、まず障害者の権利条約ができて、国内の法整備がされて、そして障害者の権利条約が批准されてというあたりをしっかりと書き込んでいたのです。そういう点では、私は、この障害者権利条約というのは、障害者の方々が本当に待ち望んだ批准だと思うのです。これは、この本、日本障害フォーラム幹事会の議長、それから日本障害者協会の代表の藤井さんという方の本なのですが、このところでも、障害者権利条約についてこう書いてあるのです。障害のある者にとって、過去と近未来を見渡してみても、障害者権利条約の誕生と日本国としての批准ほど大きな出来事はないということで書かれていまして、やはり障害者の方々の権利を、他者との平等、他の者との平等というのがかなり何回も出てきて、本当に障害を感じなくても過ごせる社会をつくっていくという基本的なところが、障害者権利条約だと思うのですけれど、そういう障害者権利条約の理念に基づいた形でこれを作成していくという姿勢がすごく大事なのではないかという思いがしたのです。私はこの本を読んですごく感動しまして、やはり障害者の方々が、私たち抜きに私たちのことを決めないでということで、さまざま運動をし続けてきて、そして勝ち取って、今、言われた合理的配慮にしても、さまざまな法整備もされる中で、こういう計画も立てられていくという根本のところにあるのが、この障害者権利条約ではないかと私は思うのです。それなので、私は改めて、本当に障害者にかかわる人たちが、何度もこの障害者権利条約に立ち戻る、これを学んでいくということが、すごく大事なのではないか。ぜひ、この計画を立てるに当たっても、そういう視点を持っていただきたいと思ったのですけれど、その点、障害者権利条約の位置づけというところはどうか考えられているのか。この中でも13ページに障害者権利条約が出てくるのですけれど、これは、「共に生きる、共に暮らす地域社会の実現」というところに少し、批准されましたみたいなことが出てくるだけで、しっかりと位置づけられているという感じに受け取れなかったもので、そのところをお聞かせいただけたらと思います。そして、この1ページ目の、「計画策定の趣旨」のところの4行目の、「このような状況下で障害者の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲が見受けられるようになりました」という文言も、もう少し配慮した文言に変えていただきたいというのが、率直な私の思いです。そのことについて少しお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

障害者権利条約の件でございますが、確かに基本的な理念に基づいてというところで、それはとても

大事なことと思っております。また、今回、こちらの計画を策定しまして、ところどころ、また言葉のところ、言い回し、文面等、少しまだ検討しているところもありますので、それもあわせてまた検討させていただければと思っております。

また、1ページ目の文面というところも、今ご意見をいただきましたので、そういうところもまた検討していきたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

私は、この障害者権利条約に立ち戻ってというのは、何度もするのが大事なのではないかと考えていますので、ぜひ職員の皆さん、これを職員が手づくりでつくったということは、私は本当にすばらしいと思います。そこは本当に評価できると思いますし、そういう中で、職員みずからが考える機会にもなり、そういうところでどこかに委託してしまうというのではなくて、職員の手でつくったということは評価させていただきたいと思っていますので、ぜひまた障害者権利条約についての位置づけというところでもよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、あと、先ほどもさまざま意見が出されたというところでもお聞きしましたが、情報が得にくいというところでは、21ページの「今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み」というところで、(1)「相談支援の充実と適切な情報提供」の「現状と課題」の9行目に、「情報格差が生まれることなく、利用者が障害福祉の制度をよりよく知ることのできる環境づくりが大切」と書いてあるのですけれども、障害福祉の制度について、視覚障害の方が読めるような合理的配慮というところでは、さまざま必要だと思うのですけれども、その点、これから傍聴者に対しては、そういう合理的配慮というふうなこともしていただけるということなのですから、そういう情報格差が生まれることのないような配慮というものに対しては、どう考えられているのかということ、まずお聞かせいただきたいと思っています。

それと、24ページの、下の図の中のコーディネーター新設ということがありますけれども、地域生活支援コーディネーター。コーディネーターというのは、どういう方がされるのか、また配置基準などはどういうふうになっているのかということをお聞かせいただきたいと思っています。それから、地域生活支援コーディネーターは、福栄会や会館の中の相談支援委員ということになっていくということなのでしょう。そうすると、この地域生活支援コーディネーターは、相談員の中でコーディネーターというのが1人いるという形になるのか、その辺のところと、それからそういう方というのは、さまざまな相談を受けて支援をしていくということになると思うのですけれども、例えば品川区内に施設がなかったりして、足りなかったりして、ほかの区にまで行かざるを得ない。例えば、就労継続支援B型などというのは、後でも出てくると思いますけれども、かなりの人数が他区に行っていると思うのです。そういう情報というのも捉えた上で、このコーディネーターの役割というのを果たすことが求められていると思うのですけど、その辺のところの情報の把握、それからそういうところの支援にそれを活かしていく。そこまでできるような形での生活支援コーディネーターの役割というふうなところが果たされることになるのか。その点についてもお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

今回、こういう冊子をつくるに当たりまして、例えば今回、団体ということで、全日本視覚障害者協議会には、グラフなどが載っているものだったのですが、前もって全部、ワードに変換したものを、当日だとわからないということで、前日にお送りしたということもあります。また、しおりに関しても、バーコード化や、ホームページに対しましてはテキスト化ということで、今、対応しているところであ

ります。先ほどのコーディネーターということですが、こちらも地域生活支援拠点、相談のほうの支援センターに、コーディネーターと相談員の方がコーディネーターとして一緒にやっております。また、その情報の共有のところでは、連絡会等も開きまして、そういう施設の状況とか、そういうところで共有認識をもっていきたいと考えております。

#### ○石田（秀）委員長

資格とか、配置をどうしていくのかとかについてはどうですか。

#### ○中山障害者福祉課長

国で取り組むようにと言っている地域生活支援拠点というのは、面的整備であったり、その施設だったりということ。品川区はそれをどうやって進めるかといったときに、地域の拠点にそれぞれケアマネジャーがいますので、その中で1人、リーダークラスの方に、拠点のマネジャーという位置づけになっていただき、まずハイリスク家庭の把握ですとか、そうしたご家庭に何かあったときの緊急体制ということで、動けるような体制というのをとっております。今、委員ご質問の、例えば他区の情報などというところは、この地域のコーディネーターに限らず、やはり全ての拠点のマネジャーであれば、情報ということで持っていなければいけないと思いますので、そういった情報については区とも連携をとりながらお話ができるような体制を、要するに基本相談という中でもやれるような体制をとっていただければと思っております。そのような状況ですので、例えばコーディネーターの資格や配置基準というものが明確にあるわけではありません。今現在、品川区内に3拠点ということで、3人の拠点のマネジャーを置かせていただいているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

次に30ページになるのですけれども、「施設入所者の地域生活への移行」というところなのですが、まず、下の、表になっているところなのですが、ここで281名ということになっているのですけれども、これは多分、区外と区内があるのではないかと思いますのですけど、それがそれぞれ何人ずつになっているのかということをお聞かせください。それから、あと、(1)「国の基本方針」では、平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することということで、9%を目指すのが、この国の基本指針ということなのかなと思うのですけれども、それに対して、品川区の場合は2%の6人ということにされているのは、どういう理由からなのか。そしてまた、これを進めていくというためには、多分、グループホームだったり、それから、あと、地域の中で生活するための支援の仕組みをもっとしっかりとしていかななくてはならないというのがあると思うのですけれども、そういうのとあわせてどういうふうに整えていこうということ考えられているのかについてもお聞かせください。

#### ○中山障害者福祉課長

区内の入所の定員というのが130人となっておりますので、ここから引き算しますと151人が区外の施設に入所されているということになります。その中には、東京都が都外施設ということで整備した施設に入所されている方もいらっしゃるような状況です。地方と違って、なかなか都心において、都内で、あるいは自区内で、全ての入所者の方を見ていくのがかなり厳しい状況であるというところが、この数字からもわかると思います。それで、目標値なのですが、国は今回、9%としています。実際のところ、入所されている方の状況を考えたときに、結構高齢にもなってきて、それに伴って重度化も進展しているような方もいらっしゃいますし、現実的に9%という数字が持てるかどうかかなり悩みまして、今回、目標値を2%とさせていただきます。ただ、この数字については、品川区地域自立

支援協議会の中でも、もう少し数字を上げるべきではないかというようなお話もございましたので、再度見直しはしていく予定でございます。

それで、やはり地域移行するには、受け皿といいますか、それにかわる、その方たちの生活の拠点というのが必要になってきます。グループホームもそうでしょうし、あるいは例えば現在、グループホームにいらっしゃる方がさらに地域移行ということで、民間のアパートなどで暮らされる方も全くいないわけではないので、そういった全体の仕組み、あと地域での日常生活を支える仕組みがなければ、この数字というのは上がってきませんので、そうしたことも含めて、今回、計画の中でも、地域生活を支援するような形での整備を目指すというようなことで載せてありますので、数値がどこまで伸ばせるかというのは、もう少しこちらでも検討させていただければと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

本当にグループホームは、ここの場でも何度も課長からも足りないというふうなことで、もっと増やしたいという思いだということも言われていたのですけれど、41ページの②「共同生活援助」の実際のこれからの見込み量、グループホームはこれですよ。これだとすごく、平成29年度から平成30年度でもう、10人、それから平成31年度で6人、平成32年度で6人ということで、すごく増え方が、とても足りないのではないかと思いますのです。それで、もともとグループホームは、知的障害者にしても精神障害者にしても、整備率が本当に23区の中で最低レベルで、やはりここのところは、本当にもっと新たに計画をつくるというところで、もっと意欲的に、もう何とかグループホームをつくるという方向を打ち出せないのかと思うのですけれど、あまりにも国の方向の9%というふうなことに対して少ない人数。そして、それを受け入れていく、今でも多分、区外の方や施設に入っている方を地域に移行していくというところだけではなくても、とても足りないにもかかわらず、これだとちょっと、とても間尺に合わないというふうな思いがするのです。この共同生活援助というのは、何とかもう少したくさんつくれないのだろうかという思いがしているのですけれど、その点についてもお聞かせください。

#### ○中山障害者福祉課長

グループホームは、私もぜひ整備はしたいと思っているところです。それで、平成27年度に、民間活用型ということで、新たに事業者が手を挙げてくれたときに、東京都の補助金だけではなく、区の補助金も入れることで、できるだけ民間の活力を活用したいというような補助金もつくりました。その結果、西五反田のふくふくという精神障害者のグループホームと、それから今回、金子山のグループホームということで、全部で16所、増えたところではあります。ただ、この間、一方で、NPO法人が運営していたグループホームが、私がここに来てから3カ所、もう既に廃業ということになっております。ですので、そういったグループホームの運営事業者側の、なかなか難しい、厳しい現状もあるというようなところは、一方で認識する必要があるかと思っております。ただ、できれば年間2カ所ぐらいずつはつくりたいというようなことで予算的な措置はしておりますので、またグループホームを建設したい、あるいは運営したいというようなご相談があったときには、丁寧な対応で、ぜひ区内にグループホームをつくっていただくような方向で働きかけをしていきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

今回のグループホームにしても、障害者の施設をつくるに当たり、障害児者総合支援施設は、グローですとか、4法人が共同でやるということになりましたけれども、このグループホームにしても、さまざまな障害者の施設にしても、私も大田区や目黒区など、見学、視察に行かせていただいたのですけれども、絶対量が全く違うのと、そこでされている中身の質という点でもすごく充実しているという思い

がしたのです。そういう点では、このグループホームもそうなのですけど、品川区が土地を提供する。また建設費の補助金を東京都と品川区があわせて出す。そういうところ言えば、他区で展開している事業所にも、どんどんプロポーザルで品川区に入ってもらいたいような考え方というのもすごく大事なのではないかという思いがしているのですけれども、介護保険というか高齢者福祉では、特別養護老人ホームにしてもグループホームにしても、どんどんプロポーザルをかけて、さまざまな社会福祉法人が各県から来ているのではないですか。そういう中で、すごくいろんなところの刺激になったり、介護の質が学び合えたり、そういう部分があると思うのです。そういうところからすると、障害者のほうでも、もう品川区でもさまざまな法人に入っていただくという方針にするべきなのではないかという思いがしているのですけれども、グループホームにしても、さまざまな就労支援施設をこれからつくっていくということにしても、そういう考えにすべきだと思うのですけれども、その点についてもお聞かせください。

### ○中山障害者福祉課長

区内の法人に限らず、さまざまな全国、いいところを呼んではどうかというようなご趣旨かと思えます。今回、南品川の児童学園の跡施設についてもプロポーザルで事業者を決定したというのは、1つそういうこともあったと思っております。

それで、プロポーザルをやるには、やはり土地があって、そこに建物を建てて運営をしてもらう。あるいは建物を区が所有していて、それを運営する事業者を決定する。そういう1つのプロセスのものになってくると思います。区の中で土地があったり、あるいは建物としてグループホームに活用できるものが出てくれば、またそのときにプロポーザル方式で運営事業者を決定していくというのはあるかと思いますが、現在のところ、なかなかそういったものがないので、できれば民間で、例えばアパートを改修したり、そういった方法で運営をしてくださるところに助成金を出すというような形で進めていければと思っています。

### ○鈴木（ひ）委員

今回、金子山にしても、土地を無償で提供して、建設費も品川区が出す。ほかの区にもそういう場合はどうですかと聞いたら、そういうふうなことでプロポーザルをかけるのであれば、多分、それは検討に値するというもお聞きしたのですけれども、そういう形でできていくのではないかという思いがしています。それから先日、タウンミーティングがあったときに、障害のある子どものお母さんが、品川区の状況、ご自分の状況もあわせてお話をされました。やはり品川区の障害者福祉のサービスは、質・量ともに23区の中でも最低の状況ですというお話をされたときに、濱野区長が、おっしゃるとおりですと言われたのです。おっしゃるとおり、確かに品川区の障害福祉サービスは高いほうではありません、むしろ低いほうですということ。それで、これから充実させていきたいということと言われたのです。そういう点で言えば、区長もそう認めて、充実していきたいということ言われたぐらいですので、区としても全体でやはり品川区の障害者福祉を、この第5期の計画に当たって、もう23区最低などとは言わせないというぐらい充実させるという方向に、計画をぜひ組んでいただきたいと思っているのです。

土地にしても、例えば今度、武蔵小山の林試の森の隣の国有地も品川区が購入するという方向を出していますし、またさまざま、ニコンの跡地も買いたいと手を挙げていたり、荏原第四中学校跡も、何年か後には、どうするかというのも出てきますし、いろいろそういうところでは考えられるところでもあると思うのです。それ以外のところでも、多分、探せば土地はあると思うのです。そういうところで、昔、特別養護老人ホームのときに、目を皿のようにして土地を探しているのだけれどもという部長の答弁もありましたけれど、目を皿のようにして、さまざまなところにアンテナを張って、土地も確保して、



もう23区最低などとは言わせないというぐらいの、大きな今度の計画でステップアップできるような形にぜひともしていただきたいと思っています。

それと、あと45ページになりますけれども、③「放課後等デイサービス」についても、この間、何回かご質問させていただいてきたところですが、これはかなり第5期に向けてサービスが大きく増えるということになるみたいなのです。この数値を見ると、利用者の人数では1.5倍になり、利用日数では2.78倍ということになるのですけれども、ここはやはり、アンケート調査、ニーズ調査、そのところからこういう形で出てきたのかということをもまずお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

先ほどありましたけれど、この間の区長のタウンミーティングのとき、私も同席させていただきました。また、区長からも今後、福祉にも、今回の障害児者総合支援施設を1つの糧として区内にも広げていくというところで、一緒にまた障害児者福祉の施策をよりよくしていきたいと考えております。

放課後等デイサービスのところです。今回の伸び率では、意向調査をさせていただきました。そちらでもかなり多くの意見をいただいて、利用人数、日数を多くしてほしい。また、その事業所の人材もレベルアップというところがありましたので、このように伸ばさせていただいております。

#### ○鈴木(ひ)委員

今の平成29年度のところでは、これは割り返すと1人当たり1カ月5.5日ということになるのですけれども、今、上限という表現ではなくて基本という形で、10日と要綱でなっていると思うのです。基本10日で、今現在5.5日ということになりますけれども、今度、例えばどんどん、平成30年度は6日、そして平成31年は8日、平成32年は10日という形で、日数も伸びていって、これは本当に皆さんがこの日数を増やしてほしいということで、すごく切実な要望もたくさんの方から伺っていますので、こういう形で伸びるといのはよかったと思っています。そういうことと言えば、今、基本10日で5.5日のところが、今度10日になるということは、基本10日というのは、私はなくしていただきたい。そして、その人に合わせた療育の必要性というところから、この日にちというのは組んでいくべきだと思っていますので、基本10日という要綱上の制限というのもなくすのか、なくしてほしいという要望とあわせて、そのことをお聞かせいただきたいと思います。

それと、続けてなのですけれども、次の④「保育所等訪問支援」というところなのですけれども、この保育所等訪問支援は、今のところは利用者はゼロなのですけれども、平成30年からは、2件、4件、6件ということで、本当にわずかだけ増えているということなのですけれども、この体制はどういうふうにとっていくのかということと、これだけ未来に充実させていくべきということで、厚生労働省でもあれだけ出しているにもかかわらず、こんな数字でいいのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それと、次の47ページなのですけれども、(2)相談支援①「障害児相談支援」というところで、今、障害児の相談のところは品川区が行っているという状況になっていると思うのですけれども、ここのそもそもの計画の利用者数というところなのですけれども、この説明書きのところでも、障害児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用するためということで、このサービスを利用するには、この支援利用計画をつくるというのが必要だと思うのですけれども、44、45ページの③「放課後等デイサービス」と①「児童発達支援」のところの人数を例えば合わせると、平成29年度の段階では、児童発達支援が298人で、そして放課後等デイサービスが315人なので、合わせると613人が計画を組まなければならないのではないかと思います。それが先ほどの47ページ(2)①のところだと194人になっていますし、見込み量のところも、放課後等デイサービスの見込み量と

児童発達支援の見込み量を合わせると350人や420人、504人ではとても足りなくて、例えば平成32年のときには863人分、組むのが必要なのではないかと思うのですが、なぜこんな少ない人数になっているのかということと、それから、この相談支援というのは、どこがこれから担っていくことになるのかということもあわせてお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

まず、放課後等デイサービスの基本10日というところですが、基本10日とはうたっておりますが、その一人一人の利用者に応じて相談をする上で日数を決めていければいいかと思っております。ですので、必要な方にはそれなりの日数を現在も出しているというところがございます。

保育所等訪問支援の数です。この数では少ないのではないかということですが、こちらに載せている数は月の人数です。年間ではなく月の人数としては、このぐらいの数字であろうとこちらでは考えております。現在も、また保育所等訪問支援は今まだゼロというところなのですが、やはり体制を整えております。現在、1人利用があるというところですが、また今後も、あくまでも見込み量ですが、これより増えていくというところはこちらも望んでいるところなので、一応、見込み量としては、今までのところではこのぐらいかと考えております。

それと、47ページの相談の数です。実はここは、本当はもっと、先ほど委員のおっしゃるとおり、児童発達支援と放課後等デイサービス、また保育所等訪問支援と合わせますと、数が増加します。ですので、今回またこちらは書き直して提示する予定でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

保育所等訪問支援は多分、相談のところだったり、ある程度、把握されている専門の方がお知らせするなど、勧めない限りは、なかなか多分、こういうサービスがあることそのものが多くの方はわからないと思いますので、そういう形で勧めて利用を促していくということになると思うのですが、そういう状況であるにもかかわらず、こんな少ない人数でいいのかという思いがするのです。それとあわせて、本当に厚生労働省の文書から見ると、もっと充実させていかなければならないのではないかと思うのですが、そういう点から、やはり見直さなくていいのかという点。それと、これをどこが請け負って、体制をどうとるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つ、相談支援のところは、今でも多分、やむを得ずという形で、障害者福祉課でこの相談を、計画を組んでいるという形になっていると思うのですが、でもそういうやり方というのは、厚生労働省でも決して、よくないやり方ですと。それで、そうやるのだとしても、独立した体制をとらなければだめですということで、文書としても出しています。そういう点では、平成31年の障害児者総合支援施設ができて初めてそちらに移るとい形にしかならないのか。そこまでの間、区で体制がとれるのか。そして障害児者総合支援施設ができたときに、では、そこでグローが全てこれをつくることのできる体制がとれるのか。それとも、もっと民間のところまでそれを移していくという考えなのか。その辺についてもお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

まず、保育所等訪問支援ですが、こちらも現在、1名が利用ということと、また新たに保育所等訪問支援を行う事業所等も増えるということも考えられますので、そのところでは、また数値のほう、見込み量がまた増えていく可能性はあるかと考えております。

そして、現在の相談のところですが、確かに今、区でやっているところですが、平成31年度の障害児者総合支援施設には、順次、移行はしていきたいとは考えておりますが、まだそのところは、どのよ

うに、またこの事業所が行っていくか、また、そこだけでやるのか、現在、検討しているところですので、また、そのところがわかり次第、報告ができればと考えています。

#### ○鈴木（ひ）委員

本当に、相談の事業というところは、すごく大事なところになってきますので、しっかりと体制をとっていただきたいですし、その人に合わせた形での計画が立てられるという体制で、ぜひ充実させていただきたいと思います。

それと、先ほど、基本10日はそのままにして、必要な人には出していくということなのですが、もう、1人10日というふうなことで、平均でもそういうふうになっているわけですから、私はもう、厚生労働省の文書どおりに、ぜひ要綱でも基本10日はなくしていただきたい。そして、本当に、この10日というのがあるために、相談事業所で10日というのがどうしてもかかってくるという部分がありますので、要綱から基本10日をなくして、その人に合わせた形で、必要な人には出していくというのであれば、そういう形で、ぜひ要綱は変えていただきたいと思うのですが、最後にその点だけお聞かせください。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

今現在、放課後等デイサービスとか、使い方がいろいろありますが、やはり個々の利用の状況によって、利用は変わると思います。また、現在、戸越でやっていますコンパス等では、月4回もしくは2回という、利用日数が少ない方もいます。ですので、そういうところもまた鑑みながら、利用者、また保護者と話し合いながら、その人に合った日数の提供をしたいと考えております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

#### ○若林委員

21ページの、「今期の福祉計画における」と、いうところですが、最初の（1）の中の「現状と課題」の中で、今後、さまざまな個別の議論も含めて、大もとになるところの、ここのポイントは、障害者のニーズに適切に対応するため、対応していきたいという区の決意があって、対応するためには、障害福祉サービス等の提供体制をまず確保しなければいけない。その確保量ということについては、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠と。私たちの問題意識では、本当にここの相談支援が今後、どうニーズをしっかりと聞きながら、提供体制の確保も含めて区がしっかりと適切に対応できるかという、大もとのところなのだろうというふうな理解を今しながら進めていきたいと思うのですが、今のところについて、特に相談支援体制の構築については、今の委員の中でも、いろんな個別のサービスの中で相談支援のことについて出てきたのですが、改めて、大きく全体を捉えた中で今後の相談支援体制について、具体的に言うと、具体的というか象徴的には、各個別に見込み量が示されていますよね。これは今回、この計画が、「素案」が取れて計画になって、見込み量がある程度、かちっと固まるわけです。検討中の数字も、重度訪問介護など、まだ検討中ですということもありますけれども、いずれにしても「素案」が取れば計画としてかちっと固まる。ただ、一方で、ニーズに適切に対応するためには、相談支援、内容によっては、考え方として、かちっと決まった計画の見込み量。これは個別にしっかりと対応する中で、見込み量を、いじるという意味ではなくて、そこが実績として大きくなったり、結果として少なくなったりということが当然ある。また、当然あることを前提に、相談支援は個々のニーズにしっかりと対応できるような支援プランを立てていくという、まず大まかな考え方を聞きたいと思います。

### ○飛田障害者施策推進担当課長

今回、相談支援体制の構築というところで、今までも進めていたところです。また、地域生活支援拠点3カ所ということで、障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センターの設置をいたしました。地域生活支援拠点コーディネーターの役割を担う拠点マネージャーを配置しまして、地域における社会資源の面的連携による支援体制というところでは、また強化を図り、より相談のニーズ、またその人に合った内容で強化を図っていきたいと思います。それによって、その人のニーズによって今回の見込み量は当然、やはり変わってくることもあるかと思えます。あくまでもここは、今までの推移とこれからの現状を考えると、この数字かというところでありますので、またそここのところは、かつちりニーズに合わせて、相談をしっかりと捉えていきたいと考えております。

### ○若林委員

今後ここは、厚生委員会の中でも、またさまざまな調査の中で議論をする場面があると思っておりますので、またしっかりと、まずは基本的な理解を私たちもしながら進めていきたいと思っております。

それから、次の22ページの(2)「障害者の高齢化への対応」ということで、これも、私たちも含めて議会の中でたびたび議論になっておりまして、今後の取り組みの方向性というところで、一定、方向性が出ているのですが、最後のほうに、高齢福祉施策との連携とともに、サービス支援に係る者が理解を深めることで、適切な運用を行いますということではありますが、計画の素案ですので、文章にすると、こういうことで、過去の答弁も大体こういうことなのかと思うのですけれども、これで言うと、いわゆるサービス支援に係る者が理解を深めるという、いわゆる、何というのですか、人が変わると当然、理解が違うわけですよね。そういうことで、これだと、いつまでたっても、障害のある方が介護保険になったときに、ずっと毎年、毎回の定例会でこれまで指摘され続けている、なかなかシームレスにならないとか、また障害のサービスで受けられたサービスが介護保険で受けられないということが、この取り組みの方向性だと、また同じ繰り返しなのかと、すごく危惧を抱いたところでございます。そこで、「取り組みの方向性」の前段にもありますけれども、いわゆる障害福祉サービスでも、計画相談、いわゆるプランが導入されて定着が進んでいる。一方、介護保険も、当然、これはマネジメントによってプランを立てる。こういうシステムをお互いにしっかりと機能させて、今まで大きな課題としてあった高齢者の問題について、もっとシームレスに、また本当にニーズに適切に対応するという、やはりシステム的な何かがこの際できるのではないかという期待はしているのですけれども、その辺の考え方、方向性を少しお聞かせいただきたい。

### ○飛田障害者施策推進担当課長

今、委員がおっしゃったとおり、障害者の高齢化というのは、本当に今、重要なポイントとなります。ますます今、重度化、また高齢化というところが進んでおります。こちら、また介護保険の対応、移行になりますので、そういうところでは、基本的には65歳というところなのですが、65歳の方だったら、64歳の、1年前から、もう実際、少し検討しながら、今もそういうところで、何人かピックアップして想定しているところです。そういうところも含めまして、お互いの制度の理解をする。やはり、そここのところでは、ケアマネージャーと相談専門員がお互いの制度を知っていないと、どういうサービスがあるか、またどういうサービスが受けられなくなるとか、そういうところもありますので、そこも含めてまた研修しながら周知していきたいと思います。

そのほかに、やはり人が変わるというところもありますので、今後はマニュアルを作って、またそういうところで体制を整えていければと考えております。

**○石田（秀）委員長**

ほかに。よろしいですか。

**○石田（ち）副委員長**

3ページの品川区地域自立支援協議会なのですが、ここの専門部会というのが、どんな議論がされているのか報告がされる場所というのはあるのでしょうか。私は以前、所管は違うのですが、小中一貫教育推進委員会に出たときに、4個か5個ぐらいある部会の報告があつて、そして推進委員会が始まるという形だったのですけれども、ここもこういう専門部会があるのであれば、そういった部会の報告というものがされる、公開というか公表されるところがあるのかどうか伺いたいです。

**○中山障害者福祉課長**

委員ご指摘のとおり、この専門部会はそれぞれ現場レベルで地域の課題を出してきます。それは、品川区地域自立支援協議会の全体会で報告されることになっています。今回の品川区地域自立支援協議会は、既にさまざまなそれぞれの部会で検討したことが、この計画の素案の中に入っているために、それぞれの部会からの報告というのはなかったのですけれども、通常の品川区地域自立支援協議会ですと、現在の部会の状況ということで報告があります。

**○石田（ち）副委員長**

そうすると、品川区地域自立支援協議会に出られている方の中に、この部会の方がいるのか。部会の方が出てきて報告をされる。報告のされ方というのですか、それを伺いたと思います。

**○中山障害者福祉課長**

例えば相談支援部会は、メンバーがこちらの品川区地域自立支援協議会にも入っていますので、その方が報告しますし、逆に日常生活用具検討部会ですと、行政のほうから、その部会で検討された内容を報告するというようなことになっております。

**○石田（ち）副委員長**

わかりました。

そうしたら、続いて26ページの(6)「人材育成」の「現状と課題」のところに、利用者に身近な地域において相談支援事業や障害者福祉サービスが提供できるよう、多様な事業者の参入を促すとともにとあるのですけれども、48ページの②「相談支援事業」を見ますと、設置数が4カ所なのです。ということは、多様な事業者の参入というのはどういうふうになっていくのかと。ここの表と文言の関係を教えてください。

**○中山障害者福祉課長**

サービスの提供の事業者というところでは、多様な事業者の参入ということになっています。それは、相談支援事業所であっても、多様な事業所に参入していただきたいと思っています。それで、48ページの「相談支援事業」というのは、地域生活支援事業の中の相談支援事業ということになりますので、いわゆる計画相談ではなく基本相談をやる、そういったところの箇所数になっているところでございます。

**○石田（ち）副委員長**

では、そうすると、26ページで言っているものと、48ページで見込んでいる箇所数というのは違うものということなのですか。

**○中山障害者福祉課長**

そうです。それで、計画相談のところの数値がやはり載っているページがありまして、その数字の

ところにかかわってくる事業所というのは、やはり多様な民間の事業所も含めて参入していただきたいと考えているところでございます。

それで、まだ実際のところ、今の品川区の現状でいきますと、地域の相談支援事業所でしかプランをつくっていないという現状はありますので、これから地域の相談支援事業所から、それぞれ民間の事業所に受け持ってもらえるような仕組みをつくらないといけないと思っております。例えば42ページに、計画相談支援という数字が載ってきます。これがいわゆるケアプランを作成する数、ケアプランの数ということになってきますので、ここのケアプランの作成については、できるだけ多様な事業所に入っていれば、あるいはケアプランだけではなく、さまざまな就労継続支援B型でもそうですし、特に就労移行支援などは民間事業所も数多く参入していますので、そういったところとも連携しながら、区内にいろいろな支援の幅を広げていければと考えているところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

やはり相談支援というのは、多くの方が利用したい、本当に最初のところですので、そこをやはり、さばいていかなければいけない。言い方は少し乱暴ですけど、そういうところだと思いますので、民間の多様な事業所の参入というのを進めていっていただけたらと思います。

それと、31ページの下の方の3「地域生活支援拠点等の整備」の(2)「成果目標」のところの、さっきも地域生活拠点コーディネーターという名前が出てきて、ここでマネジャーと出てくる。さっき少し説明があったと思うのですが、コーディネーターとマネジャーが何なのかということと、面的整備型地域生活支援拠点という文言の意味がよくわからないのと、あと、今後はさらに相談機能の充実を図ることなのだと思いますが、どう充実されようとしているのか。ここは全体的に文章が、やはり「成果目標」なので大事なところだと思います。既存事業の再構築、事業所間連携の強化という、言葉では書かれているのですが、これがどういうことなのかということをもっと具体的に言っていただけたらと思います。あと、最後の、多機能拠点型としての地域生活支援拠点の機能を持たせようと。これもよくわからないのです。全体的に、ここで何をどう具体的にしようとしているのかがわからないので、伺いたいと思います。

#### ○中山障害者福祉課長

すみません。いろんな言葉が出てきて、整理がされていなくて申しわけありません。31ページの地域生活支援拠点マネジャーというのが、いわゆるコーディネーターの位置づけで考えております。この地域生活支援拠点というのは、障害のある方が地域で暮らしていくために、面的な整備でもいいですし、1つ、拠点的な施設を整備することで、そこが中心となって、できるだけ障害のある方を地域で支えるということが言われています。国のほうでは、例えば体験の場であったり、もちろん相談の場であること、それから何か緊急的な対応ができる、そういったことを想定して、地域生活支援拠点というものを1カ所つくるようにということを言っております。それに対して、品川区では3カ所。それで、新しく障害児者総合支援施設ができますと、あそこには短期入所の中に、体験ができるような場もありますし、ショートステイがあることで、緊急的な対応の受け皿にもなりますし、もちろん相談の場もあります。ただ、今現在、区の中に、そういったものが一体的にあるかということ、そうではないので、ただし、区内には2カ所、ショートステイがあったり、あるいは地域の拠点の相談支援事業所がありますので、そこに緊急対応とか、リスク把握をしたりという、前もっての準備をするようなマネジャーを置くことで、なるべく未然に対応ができるようにというような形で、今、整備を考えています。そういう意味で、平成31年度になると、1つ拠点の施設ができるのですが、あとは区内の連携によって、2カ所

の相談支援事業所と連携しながら、面的整備ということで、そういった入所の施設のショートステイの活用であったり、相談の場であったりということ、連携させてというような書き方のつもりでしたが、少しわかりにくいというご指摘もいただきましたので、ここの文章はもう一度整理させていただければと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

37ページの②「自立訓練」というところなのですが、この生活訓練のところのbの「見込量の確保等にあって」というところで、平成29年の6月現在、区内には自立訓練事業所1カ所（機能訓練定員6人、自立訓練定員6人）となっているのですが、この自立訓練というのは生活訓練の間違いではないでしょうか。自立訓練が機能訓練と生活訓練というのに分かれるのかと思ったので、これは生活訓練なのかと思ったのが1つです。

それと、これは心身障害者福祉会館でやっていることなのかと思うのですが、実績が平成24年度は73人あったのが、平成28年度とか平成29年度とか、すごく減ってしまった、3分の1ぐらいに減っていると思うのですが、これはどういう理由でこれだけになったのか、あと増やしていくということにはならないのかということと、それから、先ほどの「見込量の確保等にあって」ところの、訓練内容が利用者にとって適切かつ魅力あるものとなるよう検討していきますということは、今、魅力あるものにはなっていないことなのかと思うのですが、どんなことをされていて、具体的にどうしていくのかということ、まずお聞かせください。

それと、次のページ、38ページの④「就労継続支援」のことなのですが、この表の中の就労継続支援のB型なのですが、平成29年度の段階で352人が利用しているということなのですが、多分これは区外の就労継続支援B型を使っている方も入っているのかと思うのです。区外の人数と、それから、区内では定員260人ということで、ここに書かれているのですが、260人に対して登録人数というのがあるのだと思うのですが、この登録人数が何人になっているのか。特に区外の人数がどれぐらいになっているのかということをお聞かせください。

それで、続けて聞いてしまいますけれど、40ページの⑦「短期入所」なのですが、短期入所は、平成29年度で言えば、福祉型だと97人と書いてあるのですが、品川区のベッド数は今、何ベッドあって、今度の見込み数で何ベッドになるのかということをお聞かせいただきたいのと、それから、短期入所が今、ちょうど虐待問題にもなりました、瑞宝会もショートステイという形で、短期入所という形で入っているのを、延長、延長という形で、数年間にわたって入っているという実態だとお聞きしたのですが、その瑞宝会の短期入所というの、この数の中に入っているのか。また、瑞宝会の、ショートステイという短期入所であるにもかかわらず、数年単位で入っているというのは問題ではないかと思うのですが、その辺のところはどう考えられているのかについてもお聞かせください。

#### ○中山障害者福祉課長

まず、37ページの「自立訓練」のところ、すみません。生活訓練の間違いになります。訂正させていただきます。

それで、ここの数字が急に変わっているところなのですが、以前は心身障害者福祉会館、もともと通所されていた方がいらして、それが新しい法律に変わったときに、生活介護と自立訓練ということで、身体系の方と、あと知的の方と、自立訓練で1回、受け皿を持ちました。ところが、自立訓練というのは有期限のサービスということになるので、ずっと通うことができないのです。それで、途中で定員を全て生活介護のほうに移しまして、新たに6人ずつの機能訓練と生活訓練という形で、その方の

それぞれ抱えている課題、個別ニーズに応えるような形のサービスに変化させています。そのために、ここの利用者数というのが、一時期、がくっと減ったようなところがございます。

こちら、魅力のあるものというのが、少し言い方があれだったのですけれども、やはり特に特別支援学校の卒業生の親御さんたちは、やはりずっと通えるところがいいと思っていっぱいます。訓練で、例えば有期限で1年半とか2年間で、次の見通しがないと、なかなかこちらのサービスにつながりにくいといった事情もあります。今の状況を見ますと、例えば一般就労をされても、やはりなかなかはじめなくて、またご自宅に戻ってきてしまわれる方もいらっしゃいますし、就労移行も、やはり2年という有期限の事業ということになりますので、特に生活訓練のほうは、最初の訓練、要するに社会に出るための生活訓練をしていただいて、その後のまた進路を決めていくような、そういった受け皿にできないかということで、今、法人とも相談をしています。また一方、機能訓練のほうは、逆に身体障害の方で自力で通所される方ばかりが使えるサービスというのは難しいので、アウトリーチ型のものも考えよう、今とまた一味違ったものということで、このような表現をさせていただいたところがございます。

就労継続支援B型のほうですが、これは利用者数ということなので、実際、例えば区内の今の就労継続支援B型が260人の定員だったとして、定員以上の利用登録者というのはいますので、残りが全部区外かということ、そうではありません。今、資料を探したのですが、区外の数字を持ち合わせておりませんで、ただ、区外の利用の中でも、例えば入所して、入所から、その地域のグループホームに移行されたような方というのは、当然、品川区の通所は使われません。品川区にお住まいになられながら、他区の事業所を使われている方というのは、たしか20人程度だったかと記憶しているところでございます。

それから、ショートステイのところですが、ショートステイですが、現在、品川区内に8床ございます。それで、8床あるうち、現在、1床を緊急枠ということで、通常のレスパイトでは使わずにとっています。それで、何か地域生活支援拠点マネジャーのほうに相談がいったときに、そこを開放して、緊急枠として使わせていただいております。

瑞宝会のほうなのですが、やはりショートステイということで、基本的には短期入所という言葉なので、そういう長い入所を想定してのものではないのですが、自立訓練と組み合わせながらショートステイということで、比較的長く利用できる施設とこちらは認識しておりました。ただ、今回、入所されている方のうち、5年近くいらっしゃる方もいらっしゃいます。今回、瑞宝会の事件があったときに、区でもすぐ瑞宝会に行きまして、全利用者とは面談はさせていただきました。その結果、利用者は特に不安な様子はなく、その支援員とも手をつないだり、穏やかに作業している風景なども見られたので、とりあえずそこで一旦は戻ってきました。また、ご家族の方からのご相談に応じながら、中にお1人だけ、自宅に戻ろうかというご相談も実際にはいただいておりますので、そういったご相談の中で、では家庭生活を支える上でどういうふうにしていくか。あるいはしばらく家庭生活を送った後に、またどこか入所を探すというようなお手伝いをさせていただければと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

では、瑞宝会に入られている方というのは、短期入所の延長、延長という形で入って、それだと少し問題なのかと思うのですが、そういう形ではない、問題ある形ではない形で入られているのか、その辺のところをもう少し教えていただきたいと思えます。

続けてなのですが、42ページなのですが、親亡き後というのが、一番上のb「見込量の確保等にあって」というところで書かれているのですが、親亡き後というのは本当に皆さん心配されて



いるところなのです。親亡き後に施設入所を必要としている人に対しては、地域で生活を続けていくための居場所を適切に確保していくことにより対応していきますということなのですが、この「居場所を適切に確保」というのは、どういうところにどう確保していくのか、具体的にお聞かせください。

それから、その下の(4)「相談支援」のところなのですが、これは先ほどからも出ているように、サービスを受けるときにケアプランをつくるということになると思うのですが、a「見込量」の表のところ、利用者数というのは、何というのですか、モニタリングで3カ月ごとに計画を見ていくというのがありますよね。そういうのも含めた形ということになりますよね。そうすると、実際にサービスを受けるといことになる、ケアプランをつくと。そのサービスを受けている方がどれぐらいいらっしゃるって、この計画を立てている実際の数というのは何人ぐらいいるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

あともう一つ、43ページの②「地域移行支援」の、b「見込量の確保等にあたって」というところも、区内に精神科中心の病院がないことや、受入基盤が少ないことから、区内へ居住する支援対象者は少ないものと見込まれますということに対しては、品川区地域自立支援協議会の中で西田部長から、こういう書き方は少し問題ではないかというようなお話があったと思うのですが、ここについてはどういうふうに変えていくという考えなのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つ、続けてお聞かせいただきたいのが、53ページの②「日中一時支援事業」なのですが、これは戸越で10人、八潮で15人というのが定員になっていると思うのですが、登録者が実際何人いるかという数を教えていただきたいと思います。

#### ○中山障害者福祉課長

まず、ショートステイの支給決定のイメージなのですが、例えば瑞宝会の利用であれば、月31日という支給決定をします。普通、通常のショートステイのご利用の方ですと、例えば月10日とか、そういう数字になってくるのですが、長期利用の方は、月31日という形の支給決定になります。それで、その支給の決定通知書の有効期限というのがありますので、その方によって多少違いますが、大体2年から3年ということになっていますので、それをそのまま使って、次の更新のときに、また必要とあればということで、実際、今、瑞宝会に長くいらっしゃる方は、そういう更新の仕方をしてつないでいるような状況になっています。

あと、実人数のところ、実際にモニタリングも入っています。実際のプランをつくっている人の数というところですが、おおむね1,300人ほどになっているかと思っています。これは大人の数だけになっています。

#### ○飛田障害者施策推進担当課長

先ほどの、地域移行支援のほうで、せんだっての品川区地域自立支援協議会で、43ページの中ごろ、b「見込量の確保等にあたって」の書きぶりのところで指摘がありました。実際に、区内の精神科中心の病院がないことや受け入れ基盤が少ないことからというところが、少し違うのではないかと、また区内へ居住する支援対象者が少ないということも、少なくはなく、実際は多いのだということも言われております。ですので、そのところは実際にはカットをさせていただきまして、今後の書きぶりとしては、支援対象の把握、意向の確認に努めるとともに、地域移行のための社会資源の連携等、地域での体制整備を進めていきますというようにし、そのところはなくしたような書きぶりに変更していくかと考えております。

にじのひろばの登録者数です。現在、平成29年度だと、八潮が29名、戸越は37名となっております。

42ページの、親亡き後の居場所確保というところでは、今回、各団体からも、やはり保護者の高齢化というところで、すごく心配の声がありました。先ほども少し言いましたけれど、区でもまたそういう他の事業所の補助金等も整備しながら、グループホームを新しく設置するとか、そういうところをまた目指していきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

「計画相談支援」のところの実際の数が1,300人ということなのですが、障害者の福祉サービスの利用者は、これを含むということになると思うのですが、そうすると、サービス利用者が1,300人ということで考えていいのか確認をお願いします。

#### ○中山障害者福祉課長

地域生活支援事業は必要ないということになっておりますので、障害福祉サービスのご利用者数と考えていただければと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

よろしいですね。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩します。

○午後3時00分休憩

○午後3時10分再開

#### ○石田（秀）委員長

それでは、厚生委員会を再開いたします。

---

(3) 平成30年度からの国民健康保険広域化の動向等について

#### ○石田（秀）委員長

次に、(3)「平成30年度からの国民健康保険広域化の動向等について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

平成30年度からの国民健康保険広域化の動向等について報告いたします。

平成29年11月17日に、平成29年度第1回品川区国民健康保険運営協議会を開催いたしましたので、その報告と今後の国民健康保険制度改革のスケジュールをお知らせいたします。

まず、平成29年度第1回品川区国民健康保険運営協議会について報告いたします。以前より、国民健康保険運営協議会の中において、国民健康保険はわかりにくい、難しいとの声が上がっておりました。来年度からの大きな制度改革のタイミングの中で、今回の運営協議会の内容は、従来の諮問答申ではなく、国民健康保険の現状や制度改革のポイントなど、勉強会を兼ねた説明中心の運営協議会とさせていただきました。A4横の資料、平成30年度からの国民健康保険広域化の動向等をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。右下にページを振ってございます。2ページ目となっております。今回の運営協議会についての説明は3ページ。1「国民健康保険制度（国保）とは」は4ページ。2「国保の財政運営の現状」は5から9ページ。3「現行の保険料率等の仕組みと算

定方法について」は10から16ページ。4「広域化後の国保制度の概要について（平成30年度以降）」は17から23ページとなっております。

2項目以降、それぞれの最終ページにまとめを掲載しております。9ページをご覧ください。2「国保の財政運営の現状」のまとめは、国保では、制度上3つの大きな支払いがあり、それぞれに対応する保険料を徴収する必要があり、不足が生じないように、適切に保険料率を決定する必要があります。この保険料率は条例で定めることとなります。

次に16ページをご覧ください。3「現行の保険料率の仕組みと算定方法について」のまとめは、各保険料の金額は、所得に応じてかかる所得割分と、加入人数に応じてかかる均等割分の合算額となること。保険料には上限額として賦課限度額が定められており、一定所得以下の方に対して均等割の軽減を実施していること。保険料率の算定方法は、各区市町村の条例で定められており、保険料率等に関する項目も条例で定められていること。特に平成30年度からは保険料率の算定方法が大きく変わるため、毎年の見直し項目に加え、条例改正が必要となっております。

次に23ページをご覧ください。4「広域化後の国保制度の概要について（平成30年度以降）」のまとめは、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保制度の運営を担うこと。医療給付費分等への支払いは、引き続き、区が実施いたしますが、その財源は都から交付金として100%交付され、区は「(医療分)納付金」を都へ支払います。後期高齢者支援金、介護納付金は、直接、都が支払う形になり、区は後期分・介護分の「(後期分・介護分)納付金」を都へ支払います。都は、区市町村ごとの被保険者数や所得水準に応じた納付金の金額を決定し、またあるべき保険料率である標準保険料率を提示いたします。

続きまして、平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会の資料をご覧ください。この資料は、東京都の国民健康保険運営協議会の資料でございます。おめくりいただきまして3ページ、第1回目の内容は、国保制度改革の概要、納付金・標準保険料率の算定方法（平成29年度ベースの試算結果）、国保運営方針（素案）でございます。それぞれの資料につきましては、お時間があるときにお読み取りください。

A3版資料、「平成30年度国民健康保険都道府県化に向けた制度改革について」につきましては、4月の厚生委員会の資料でございますので、今回は省略させていただきます。

運営協議会でこれらの資料を説明した後、質疑応答がございました。議事録はまだできておりませんが、概要を項目でお伝えいたしますと、国民健康保険制度改革のメリットについて、広域化後の統一保険料方式について、都の運営協議会について、平成30年度以降の保険料についてのご質問、また資料のご提案や法定外繰入金についてのご意見などがございました。

最後に、「品川区国民健康保険制度改革 新制度（広域化）に向けたスケジュール（想定）」、A3版資料をご覧ください。こちらの資料では、国、都、区、特別区長会のスケジュールを示しております。今後の動向といたしまして、12月に都は条例制定・改正、運営方針の策定を行い、12月末に国は平成30年度の算定用本係数を提示し、都は国の本係数による納付金・標準保険料率の算定作業を行い、1月下旬から2月上旬に、納付金・標準保険料率を各区市町村へ公表いたします。区は、公表された納付金・標準保険料率などにに基づき、実際の保険料を算定し、決定していくこととなります。赤い枠で囲みました部分は、特別区統一保険料方式を継続するか可否審議中のため、未定となっております。2月には、国が政省令の改正を実施し、区は品川区国民健康保険運営協議会第2回を開催。こちらは、国民健康保険条例改正（保険料算定方法・平成30年度保険料率等）に係る審議、諮問・答申し、その後、条例改

正（保険料率等の決定）を予定しております。長くなりましたが、説明は以上でございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

これも、どこの何についてというのを必ず言っていたかないと、わからない部分もあると思いますので、それを必ず言ってから質問項目を言っていたかと思いたいと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員

私は、国民健康保険運営協議会の委員でもありますので、それは課長から説明を受けたところであり、改めて教えていただきたいのが、法定内繰り入れと法定外繰り入れということで、法定外繰り入れの中でも決算目的等繰り入れは廃止の方向というのが出されていると思うのですが、決算等繰り入れというのは赤字分というふうなことになると思います。それが大体9割ぐらいを占めるということのご答弁もいただいていますけれども、残りの法定外繰り入れというのはどんなものがあるかということと、法定内の繰り入れというのがどういうものがあるか、幾らぐらいになるのかということについて教えてください。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

法定外繰入金と法定内繰入金のご質問でございますけれども、こちら、法定外繰入金の中の決算補填目的以外という部分でございますが、国からの法定内繰入金の部分で、出産育児一時金など、その関係の部分、葬祭費等を含めまして、そのあたりが割合の比率の中で法定外の中に入っていく部分がございます。また、法定内繰入金でございますが、国からは3分の1という決まった割合がございます、その内容が法律上、決まっているのが法定内繰入金でございますので、そちらにつきましては、法律上、決まっている部分が、法定内繰入金として算定されております。

#### ○鈴木（ひ）委員

法定内繰り入れの項目についてみたいなものがあるものなのか、その辺のところ。法定内繰り入れの項目と、あと品川区では法定内繰り入れというのが幾らぐらいなのかという点についてもお聞かせください。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

今回、手元に決算資料を持っていませんので、申しわけありません。具体的な金額でございますけれども、今、手元にはないのですが、たしか40億円程度が法定繰り入れ、法定内と外を両方合わせたものでございまして、その中の15億円程度が法定外繰入金となっております。

#### ○鈴木（ひ）委員

東京都の国民健康保険運営協議会が、11月に、一回あったと思うのですが、その中で改めて、9月のときにも試算が出されましたよね。法定外の繰り入れをしない場合は幾らになるかというのが各自自治体ごとに出されて、それは平成29年度をベースにして計算した場合ということだったので、それ以上に、今度は平成30年度をベースにして計算した場合、法定外繰り入れをしなければ、品川区の場合、1人当たりの平均が16万2,026円というふうなことになってしまうというのが出されて、本当にこれになったらすごく大変。今までが12万3,000円ぐらい。それからすると、本当はかなり値上げになってしまうので、大変だと思うのですが、その辺のところでの23区での方向というのは、まだ決まらないということにはなっていると思うのですが、わかっている範囲での状況というのをお答えいただける範囲でお願いできたらと思います。

### ○三ッ橋国保医療年金課長

今回、東京都の試算でございますが、まず国からの仮算定が出された段階でございますが、その算定をしているところでございます。の中には、なかなか激変緩和の部分なども入っていないと思います。また、診療報酬の改定などもございますので、そのあたりが非常に難しい、読み切れない部分がございますので、なかなかはっきりと、この場では申し上げることができない状況でございますが、試算として、東京都からの試算が出たということは事実でございますので、16万円ということは事実としてございます。

### ○石田（秀）委員長

ほかに、よろしいですか。

では、ほかにご発言がないようなので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

---

### 3 所管事務調査

総合事業について～生活支援体制整備について（支え愛・ほっとステーション）～

### ○石田（秀）委員長

次に、予定表3「所管事務調査」を議題に供します。

本日は、7月11日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目「総合事業について」のうち、「生活支援体制整備について（支え愛・ほっとステーション）」を調査項目とします。今回も各委員の意見交換を中心に、共通認識を図りながら理解を深めていきたいと考えております。

それでは、まず本件について、理事者より説明願います。

### ○大串福祉計画課長

それでは、私から、「生活支援体制整備について（支え愛・ほっとステーション）」ということでご説明したいと思います。恐れ入りますが、お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず1番目、「国の動き」というところでございます。こちらにつきましては、委員の皆様ご承知のところかと思いますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護、予防といったものの連携、これが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるということが前提になっております。こうした中で、平成27年4月の介護保険法の改正によりまして、地域課題についての定期的な情報共有・連携を強化する協議体の設置、またはその協議体の中の議論をリードする役割というところになるかと思いますが、生活支援コーディネーターの配置が求められたというところでございます。

2番でございます。その協議体と生活支援コーディネーターの役割というところでございますが、「協議体とは」というところ、青い文字で書かせていただいております。先ほども申し上げましたが、多様なサービスの提供主体が集まりまして、定期的に情報の共有や連携強化を図ることを目的とした会議体という位置づけでございます。その下の、第1層協議体、第2層協議体と書かせていただいております。第1層協議体というのが、品川区における、区内全域を総合的な視点から捉えた会議体というものでございます。区内に1つということでございます。その下の第2層協議体でございます。これが、地域の実情に合わせた活動を行うため、品川区では地域センターの所管区域単位、13区域になりますけれども、こちらの区域単位で設置する会議体というものでございます。

右手のほうの「生活支援コーディネーターとは」というところでございます。「高齢者の生活支援体制整備を推進するため、次の業務を行います」ということで、アからオまで書かせていただいております

が、高齢者支援のニーズと資源の状況の見える化。あるいは町会・自治会等、多様な生活支援サービスといったものを行う主体者への協力依頼等の働きかけ。また、そういった方々の関係者のネットワークづくり。それから、目指す地域の姿あるいは方針の共有および意識の統一。または、ボランティア等の生活支援サービスの担い手の養成およびサービスの開発といったものを担うというところでございます。

続きまして3番目、「品川区の体制」でございます。平成28年4月から進めてまいりましたこの協議体と生活支援コーディネーターの整備につきまして、今年6月に、支え愛・ほっとステーション、5地区が新規開設を行いました。昨年度までに8地域センターの中に設置したというところで、この5地区ができたことにより、全13地区での全区展開が完了しました。それで、その下の図でございます。①の「協議体」のところ。先ほどと重複しますが、国が提唱する協議体、区に1つ（第1層）、日常生活圏域ごとに1つずつ（第2層）ということで、13地区ということでございます。これもご存じかと思えますけれども、各地区の地域センターにおきましては、従前、ふれあいサポート活動というものを展開していただいております。そういった、ふれあいサポート活動をベースにした形になりますけれども、以前は、ふれあいサポート活動推進委員会というものを設けておまして、年に1回、ふれあいサポート活動の状況についての報告等々を行う会議体がございました。それを、支え愛活動推進委員会と位置づけ直し、また、各地区においてやっておりました、ふれあいサポート活動会議を、支え愛活動会議という形に位置づけをしたところでございます。品川区の場合には、こういった形で、国から求められております協議体については、従前の地域で行っていただいている取り組みといったものを活用させていただきながら設置を行ってきたというところでございます。

下の図が、今申し上げたことを図式化したものでございます。第1層の協議体、支え愛活動推進委員会というものがあまして、その下、第2層の協議体、線で繋がっているものでございますが、これが各13地区、第2層の協議体ということででき上がっているというところでございます。それから、右手のほうの②「生活支援コーディネーター」でございます。支え愛・ほっとステーションは、第2期の地域福祉計画を策定していく中で、身近な地域における福祉の相談窓口を設置していこうということで、平成23年から始めておりました事業でございます。先ほど申し上げましたように、今年度、13地区、全て設置ができたということで、この支え愛・ほっとステーション事業、体制としては完了したところでございます。

この支え愛・ほっとステーションは、社会福祉協議会に委託しまして、2人のコーディネーターが常駐しているという形でございます。その常駐しておりますコーディネーターにつきまして、いわゆる生活支援コーディネーター、この協議体におけるコーディネーターということで、あわせてこの位置づけを行っているというものでございます。また、13地区につきましては2人のコーディネーターが、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターであり、生活支援コーディネーターであるという、兼務するような形になっておりますけれども、それ以外にも、第1層の協議体であります統括支援コーディネーターについても、社会福祉協議会にお願いして、お1人、選任させていただいております。人員体制については、そういった形をとらせていただいているというものでございます。

恐れ入ります。裏面をご覧くださいと思います。4番「主な取り組み」ということで書かせていただきました。支え愛活動の核となる地域住民が地域の支え合いについて考え、担い手となることを促すことを目的といたしまして、区内全域のフォーラムあるいは各地区の協議体ごとでの取り組みといったものを実施させていただいているところでございます。実績といたしましては、平成28年度、昨年度でございますけれども、先ほど申し上げました支え愛活動推進委員会（第1層協議体）につきまして

は、今年の1月24日に行ったものでございます。それから、それに先立ちまして、支え愛活動推進フォーラムというものを、昨年11月5日、都立大崎高校をお借りしまして、227名の方にご参加いただきました。全体的なフォーラムということで展開させていただきまして、基調講演は、さわやか福祉財団の会長である堀田力氏にお願いしたというところでございます。また、あわせてパネルディスカッションも展開させていただいた。

それから、その右手のほうにあります「各地区における支え愛活動」ということで、各地区の協議体を中心といたしました、いわゆるワークショップの開催も行ったところでございます。昨年度につきましては、品川第一、大崎第二、荏原第三の3地区で支え愛活動会議、旧ふるさとサポート活動会議のメンバーが中心になっておりますけれども、こちらの皆さん方とこういったワークショップを展開させていただいたというところでございます。

続きまして、平成29年度、今年度のところでございます。支え愛活動推進委員会につきましては、年明け1月19日を予定しておりますけれども、こちらを開催させていただき、各地区第2層協議体の進捗状況や課題の報告といったものを議題として取り上げていこうと考えているところでございます。

また、2月には支え愛活動推進フォーラムということで、きゅりあんの小ホールで全体フォーラムを展開したいと考えているところでございます。

今現在の活動の中身でございますが、既存の地域活動のヒアリング・情報収集を行っているところでございます。昨日も、荏原第二地域センターの支え愛活動会議に私ども参加させていただきまして、当日集まっておりました町会長や民生委員の皆さん、PTAの会長等々とお話をさせていただいたところでございます。各地区を回りながら、そういったところで、皆様方との情報共有あるいは意識の統一といったものを図っていければと考えているところでございます。

それから、右のところ、各地区における支え愛活動ということで、2つほど事例を挙げさせていただきました。大井第一地区でございます。これは、従前からこういった地域活動に取り組んでいただいているところでございますが、支え愛サロンということで、年に2回開催していただいております。主催は大井第一地区の支え愛活動会議。構成メンバーとしては、こちらに書かせていただいている、地域の担い手になる方たちが主体となっているといったところでございます。内容といたしましては、こういった講演会等といったものを開催していただいたというところでございます。対象としましては、大井第一管内にお住まいのおおむね65歳以上の方を募って実施したというところでございます。8月24日に開催され、72名の方にご参加いただいたということです。

また、それからその横、大崎第一地区でございます。こちらも支え愛活動会議の皆様方が中心となって、支え愛ひろばという名称をつけていただいたというところでございますけれども、来月10日、大崎第一地域センターを舞台に、地域の方、特に年齢制限設けずといったところで、対象者を限定しない幅広い地域住民に、こういったイベントを開催して、顔が見える地域の関係づくりといったものをつくっていこうということで、まずはこういったイベントを開催していただくという、お話が進んでいるものでございます。我々としましても、こういった地域の支え愛活動の支援を今後とも続けていければと思っておりますし、こういった形で進めていくことによって、地域包括ケアの充実・構築といったものができていくと思っております。行政だけではなく、地域で活躍されている皆様方と連携しながら、地域での支え合いといったものを、皆様方の理解とご納得の上で進めていければと考えているところでございます。

今年度で、支え愛・ほっとステーションが全13地区展開できました。平成23年から始まったとこ

ろもございますけれども、やっと、何と申しますか、スタートラインに立てたかと思っているところがございます。地域の皆様方と連携しながら、この事業を進めていければと思っているところがございます。雑駁ですが、私からの説明は以上です。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

支え愛・ほっとステーションは、先日、課長にいろいろとご説明いただいて、ありがとうございました。第1層協議体という、支え愛活動推進委員会のメンバーと、大体1年間に1回ぐらいということなのですが、その辺のところの活動の中身というのを改めて教えていただきたいのと、第2層協議体も支え愛活動会議となっているのですが、そのメンバーについて、裏面に記載のある支え愛ひろばや支え愛サロン、主催のところにメンバーの方々が入っていますけれども、そういう方になるのか、どれぐらいの人数とメンバーなのかということについてお聞かせください。

それと、やはりこういうお話を聞いて、そういうふうに気軽に相談も受け、地域のネットワークづくりもしていくというのは、すごく大事なことだと思ったのですが、そういうところでは、私たちもいろいろと視察に行ったところで、そういう地域づくりにすごく積極的に取り組んでいるところは、集える場所というのがある。そういうところがあると、自然に人が寄ってきて、そこでいろんなことを、これも地域のためにやったほうがいいのではないかと、今度これもやっぴいこうみたいな形で、どんどん地域のつながりができて広がっていくし、支え合いの仕組みもつくられていくというのも、視察で学んできたところだったので、そういう集える場所というところに対してはどう考えられているのかということもお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

何点かご質問をいただきました。

まず第1層協議体でございます。こちらは、地域で行われております第2層協議体の集合体という位置づけになっております。したがって、まず13の第2層協議体のいわゆる座長、旧ふれあいサポート活動の座長といった方たち、町会長の方が兼務されているケースが多いのですが、まずは来ていただく。あるいは学校関係者ですとか、あとは高齢者クラブですとか民生委員の方。こういった、通常、第2層協議体にも参加していただいている顔ぶれといいますか、そういった皆様方に来ていただいて、また先ほど申し上げました第1層協議体の統括支援コーディネーターという者が1名おりますので、そちらを中心としながら、各地区での活動状況の報告、あるいはその中でご紹介していただけるような事例があれば、そういった事例をもとに検討等々進めていければと考えているところがございます。

第2層の協議体のメンバーです。こちら基本的には、いろいろ各地区ごとで構成人数は異なりまして、例えば一番多いところだと品川第一地区が35名、少ないところだと11名のところもございます。それは本当に地域ごと、さまざまでございます。ただ、メンバーにつきましては、やはり町会・自治会関係の皆様、民生委員の皆様、高齢者クラブの皆様、シルバー人材の方が入っていらっしゃる場所もありますし、またその地区にある在宅介護支援センターの施設長の皆さんとか、あと学校関係者、やはり地区を支えていただいている方が構成メンバーとして入っていただいているというところがございます。

それから、集える場所というところがございます。委員ご指摘のとおりでございます。やはり、そう



やって皆様方が顔の見える関係をつくっていく上では、そういった場所というのは重要なポイントになってこようかと思えます。端的に言ってしまえば、支え愛・ほっとステーションを地域センターの中につくらせていただいたというのも、やはりコーディネーター、地域の核である地域センターの中で、そこに訪れる町会長の皆さんですとか、あるいは民生委員の皆さん、こういった方たちと顔が繋がるようになればといった思いでつくったところでございますし、そういった、皆様方が集える場所ということになると、やはり地域センターが一番適しているかと考えているところでございます。今後、この話を進めていく中で、例えばご自宅を開放してもいいというようなお話も出てこようかと思えます。そうした中では、そういった場所、小さいところでも構わないのですけれども、そういったところで、場所を少しでも確保していけば、個別のところでも、また話し合い等々が進み、ひいてはその地域全体の支えにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

第1層協議体、第2層協議体、町会長や、本当に常日ごろ頑張っている方が、さらにまたここでも頑張っているのかという思いがしました。今の居場所づくりという点では、何かもう少し、品川区としても大胆に、地方であれば結構、公民館だったり、そういうふうには、わりともっと小さいところでの居場所とか、集える場所というのはあつたりするのですけれども、本当にこういう大きな都会だと、なかなかそういうところはないと思うのです。こういう地域づくりということであれば、私たちが今回視察に行ったところでも、居場所があつたがために、すごく地域の人で、次から次といろんなことができてきたというところで、例えば空き家の活用だったりも含めて、やはり区が提供できるようなところでの地域、本来であれば、町会に1つぐらいそういうのがあつてもいいかと思うぐらいなのですけれども、せめて13地域センターにそういうのがあつて、確保していくというような方針というもの、持っていただけたらと思うのですけれども、その点。

それから、あと地域の方からも、ほっとサロンをやりたいのだけれども、なかなか場所がなくてなどというご相談などもあつたりもして、そういうことも、コーディネーターの方に相談すると、一緒になって考えてくれて、地域で何とか実現できないかというふうなところにも力を貸してくれるのかと思うのですけど、その辺のところ。

それから、あと、生活支援コーディネーターの役割ということになると、まずその担当する地域がどんな特徴があり、どんな課題があり、その課題をどういうふうにして、ある力を出してもらいかみたいな方針というのですか、そういうのもつくりながらやっていくということになるのか。その辺の取り組みあたりもお聞かせいただけたらと思えます。

#### ○大串福祉計画課長

大きく3点、ご質問いただいたかと思えます。確かに、居場所づくり、場所というところ、非常に重要なポイントだとは捉えております。ただ、なかなか同じ品川区内、ツール、場所。なかなか確保するのは難しいというところでございます。空き家の活用というお話も出てまいりました。それも1つのアイデアかとは思いますが、空き家につきましても、いろいろな課題等々あろうかと思えます。居場所につきましても、引き続き検討していければと思っております。

それから、ほっとサロンでございます。ほっとサロンも、委員もご存知かと思えますが、区有施設で行っているほっとサロンにつきましても、これまで3カ所でした。それが昨年、大井三丁目ができて、4カ所というところになっております。これは、いわゆる区で持っている施設、建物を活用していただいて、その中でサロン活動をやっていただいているという形態です。ただ、それ以外にも、ご自宅

ですとか、あるいは町会会館といったものをお借りして、サロン活動をやっていたいただいている方たちもいらっしゃいます。ほっとサロンをやりたいというお声をいただけるのは大変ありがたく思っておりますし、その中での場所というところでは、コーディネーターも積極的に連携を図りながら進めていただいていると思っております。我々のほうでも、ご相談いただければ、そういった中で可能な限り対応させていただければと思っております。

それから、この生活支援コーディネーター、地域センターに配置させていただいております。先ほど少し申し上げましたけれども、やはり地域の中で、地域センターの中にいるということで、顔の見える関係づくりといったものを進めていければと思っております。そうした中で、地域の特色あるいは課題といったものも、さまざま地域の方からお話を聞く中で出てくるものだと思いますし、コーディネーターがまちで、さまざまな方と出会いながら、見ていただく中で出てくるものかと思っております。まだまだそこまでは至っていないと、正直、思っております。地域の中で、そういった、地域を支えてくださっている皆様方にいろんなアドバイスいただきながら、そうした中で、地域の中での課題であるとか特色、またはそれに向けた解決策といったものを模索していただければと思っておりますし、我々もそれとあわせて考えていきたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに何かありますか。

#### ○鈴木（真）委員

資料の、裏のところに出ている、支え愛活動推進フォーラム。これは私も行かせていただいて、第1層ということで、堀田会長に来ていただいたのがありましたけど、あのときは、第1層の方で、本当にもう、ふだんやっていたら、町会長、民生委員の方が多かったので、たしかすごい数字が出たというのは記憶があるのです。その後、平成29年度の支え愛活動推進委員会を1月にやったときに、第2層の進捗状況や課題の報告をしたとあるのですが、この辺の今までまとまっているところというのは、少し出してもらえるのかと思った。

あと、高齢者クラブの方もいろいろやっていたいただいている中で、高齢者クラブは自分たちの会の中でメインになっていると、全体的なところまで、どこまで入っていけるのかなというのが、少し見ていて気になっている。やはり会員同士、別々になっているところがありますよね。問題はないのだけど、それをどこまでうまく融合できるのか。その辺が少し気になっているのがあります。

それから、シルバーセンターなどを使っている、シルバーセンター自体にばらばらの会があります。高齢者クラブはばらばらに使っていますよね。そこが何か一体になっている日があれば、そこがこういう場なのかという感じもするのですが、その辺はどう考えたらいいのかという点。

#### ○大串福祉計画課長

来年予定している第1層協議体、支え愛活動推進委員会。活動の中身と報告の中身といったところで、こちらに掲げさせていただいています。まずは、2つの地域で行った取り組み。これについては、報告させていただければと考えております。大井第一のほうはもう既に終わっていますけれども、大崎第一はこれからということですので、その中の取り組み。どういった状況であったか、あるいはどういった方が参加していただいたか、またはどういった成果が上がったのか、あるいは課題はといったところで、1点まとめさせていただいて報告できればと考えているところです。

それから、高齢者クラブとの関係でございます。これも、まだ一歩ずつといったところかと思っております。例えば大崎第一のところでも、高齢者クラブの会長、支え愛活動会議にご参加いただきまして、こういっ

たイベントをやろうといったところでご賛同いただいたところなのです。高齢者クラブの皆様方も当然、この支え愛の中の重要なキーパーソンの皆様方だと思っておりますので、これと融合ということも1つかと思えますし、また、ここはここで活動されている。それはそれで、また意味もあろうかと思えますので、その辺は我々のほうでも尊重しながら、この全体の活動の中に入れていただければ、またそれはそれと考えておりますし、それは、同じくシルバーセンターの中で活動されている皆様方もご一緒だと思えます。なかなか我々のほうからシルバーセンターに赴いてというところは、まだ難しいかとは思っておりますけれども、こういった支え愛活動会議といったものが活性化していく中では、これにご参加いただいている高齢者クラブのメンバー等々を通じて、そういったアプローチもしていければと考えているところでございます。

#### ○鈴木（真）委員

ぜひ、いろんな面で広げていっていただきたいと思うと同時に、どうしても同じ方がメインになってしまう。それが一番、負担にならないように、町会長や民生委員というのは必ず、これもあの方、あれもあの方というのがるので、それも我々も気をつけないといけないのだけど、やはりそういう方をどんどん増やしていってもらいたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに何かありますか。

#### ○大倉委員

今もお話があったように、メンバーの構成を見ると、やはり町会長であったり高齢者クラブの方だったりというところで、本当に常にいろんなところでいろいろされている人たちがやっているという中で、町会とか、そういう単位の中での活動にならないような、広い活動になっていくというところを、どういうふうにやっていくのかというところを教えてくださいたいのと、あと住民主体で進めていくというところが協議体としてあるのですが、なかなか、それだけいろいろやっている方たちに主体的に進めていってもらいたいというのは非常に難しいところなのか。先ほどもありましたけれど、集える場所というところで、空き家活用については、私も何かできないのかという思いはあるのですが、そういったところで、そこだけではなく、そうやって進めていく、主体的にやっていく人たちが、当事者意識を持って、視察に行ったところなどでは、地震による危機感を持って始めたところから、いろんな広がりが出ていったというところでもあるので、そうした、主体的に物事を進めていくとか、助け合いの仕組みをつくるというところで、どういったことをしていくと、そういうのができるのか。最初の何かきっかけというのは当然、行政のほうでやっていく。今、先ほどもお話がありましたけれど、投げかけたら、積極的にやっていこうというお答えをいただいたところもあるというお話もありましたけど、最初はそれでやっていくしかないのかというところもあるのですが、今後の方法について、どうやっていくのかというのを教えていただきたいと思えます。

#### ○大串福祉計画課長

ご指摘いただいたところはもっともなところだと思っております。私もさまざまな会議に出席いたしますと、やはり同じ顔ぶれの方にお会いする機会が多々ございます。多分それではなかなか進まないところもあろうと思っております。したがって、昨日も会議に出席させていただいて、別にそれをお話したわけではありませんけれども、さまざまな方にご参加いただければということをお願いさせていただいたところなのです。昨日の会議であれば、例えば小学校のPTAの方がお2人、それから会長がお1人お見えになっていました。そういったところでいけば、次の世代の方といいますか、地域を考えてい

ただける方たちというのもいらっしやったかと思ひます。そういった人たちにお声がけをしていければと思ひておひります。

それから、主体的に進めていくというところが、一番大きなポイントだと思ひます。やはり、自分たちがこのまちを、この地区を、地域を、どのようにしていこうかといったところでの機運ということになろうと思ひますけれども、そういったお気持ちを持っていただかない限りは、なかなかこの話は進まないのかと思ひておひります。私ども、出席させていただいて、いろいろご説明させていただいておひります。まだまだ、とば口かと思ひておひります。ただ、やはり中には、うん、そうだよねと言ひていただける方も多数いらっしやいます。そういったところで、我々もいろいろ悩んでいるのだとおっしやっていただいた町会長もいらっしやいました。ぜひ皆様、そういった方と意見を交ひしながら、ではどのようにしていければ一番いいのかといったところは、本当にこれから話を進めていくところかと思ひておひります。やはり、当事者意識といひますか、そういったものを持っていただくというのが一番大きなポイントですし、そうした中で、まずは、どういったものが課題になっているのかというのを、本当に皆様方が集まって、まずは支え愛活動会議のメンバーが中心になってまいりますけれども、その中でいろいろご意見をいただきながら、その地域の課題といったものを見きわめていければと思ひておひりますし、品川区、先ほども申し上げましたけれども、支え愛・ほっとステーションを含めて全13地区にオープンできました。支え愛活動会議はすぐに今始まったということではありません。以前から、ふれあいサポート活動会議であるとか、あるいは町会・自治会あるいは民生委員といった、地域の担ひ手の皆様方が、地域の福祉といひますか、地域の支え合ひを担ひていただいていたことの成果が、今、こういった形が出てきていると思ひます。今後はそれをより一層、深めていければと思ひておひります。

#### ○大倉委員

本当に大変だと思ひるので、ぜひ頑張つていただければと思ひます。PTAに關してもなかなか、PTAも町会に入つていたり、なかなかその後、町会につながつていかないとか、そういったところも課題なのかと思ひておひいたのですが、こういうのが逆にきっかけになつて進んでいくなどというのがあればいいかと思ひますので、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

あと1点、裏面の支え愛活動の、これは、第1層と第2層が、大井第二や荏原第二などで行われているということではないのか。

#### ○大串福祉計画課長

第2層と言ひているものが、各地域、各地区での活動というところがございます。それで、第1層は区全体という形になります。その区分けになりますので、大崎第一などで行われているものが、第2層の協議体の活動という形になります。ワークショップなどといったところで、事例を出させていただいたというところがございます。

#### ○大倉委員

昨年も行つていて、第1層は支え愛活動推進委員会ということで、今年も支え愛活動推進委員会をやつていくと。これは毎年、どこかに書いてあつたかもしれないですけど、1回、必ずやつていくのかというところと、これは増やしていくとか、そういう考え方があるのかと、あと、その地域で、今、助け合ひ体験ゲームやグループワークなどというのがやられている中で、これはどういふふうで開催していくのか。毎年何回開催していくのかとか、全体、各個別でいろいろ違ふのかと思ひます。そういった、やつていきたいと思いますなことも、最初は区がやつていって、自主的にどんどん進んでいくのか、

ある程度、毎年この時期になったら区が声をかけてやっていくのか。それが、今、3地区で、これは13地域できるのかなどという、その辺の見通しや考え方について教えてください。

#### ○大串福祉計画課長

第1層協議体、いわゆる支え愛活動推進委員会については、これまでも年1回という形でやらせていただきました。今のところは、それを踏襲した形でやろうと思っております。ただ、今後の進捗ぐあいによりましては、回数を増やすといったことも可能かとは考えているところでございます。

それから、いわゆる各地区で行われる第2層協議体での活動でございます。これは本当に各地区、さまざまな取り組みといったところでございます。ケース・バイ・ケースというところでございます。大井第一地区は今回、こういった支え愛サロンということで、年2回開催していただいたというところでございます。それから大崎第一については、支え愛活動、これまでもさまざまな取り組みを行っていただいております。大崎第一は年3回だったかと思えます。この支え愛活動会議というのを、これまでも、旧ふれあいサポート活動会議という名称になりますけれども、開催していただいたところでございます。1回目がイベントをやるための打ち合わせ、2回目がイベント当日。そのイベント開催後の反省会といいますか、そういった形で3回目をやっていただいたといったところです。これまでわりと高齢者の方を中心にやられていたと伺っております。それを、今回は、そうではなくて、もう少し幅広い年代層といった形でやってみてはどうかといったところで、この支え愛活動会議の中でご発言、ご提案があったものを、今回やろうといったところでございます。したがって、区から何回やりましょう、あるいはこういったのをやりましょうという形の、何といいますか、誘導というところはあまり考えてはおりません。やはり先ほどのお話に戻りますが、当事者意識といいますか、みずからの発案といいますか、そういったところで自発的にやっていただけるというのが一番大きなポイントかと思っておりますので、大崎第一については、今回、こういった取り組みをしていただけるということで大変ありがたいと思っております。こういったものを事例として積み上げていくと、例えばほかの地区で、なかなかどういう展開をしたらいいのかと迷われているところのいい参考例になるのかと考えているところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

#### ○若林委員

生活支援コーディネーターのことを聞きたいのですが、いわゆる協議体とか支え愛・ほっとステーションの1つのキーマンというのですか、そういう役割の方だと思うのですが、地域センター、支え愛・ほっとステーションに行くと、のぼり旗が立っていて、こういう言い方をすると変ですが、何だろう、机に座っているという印象があります。本当に、1日の時間帯によってデスクワークがあったり、地域に出てというところの活動の実態、資料にア、イ、ウ、エ、オと、こういう主な業務があるとあるのですけれども、実態として、13地区で26人ですか。統括もいらっしゃいますが。せっきくの所管事務調査なので、その辺の、ふだんなかなか、お話を伺うということはあるのですけれども、動きとして果たしてどういうふうなことをされているのかということ、この機会に少し象徴的な部分とか、全体として何か特徴的なことなどがあれば、ぜひ教えていただきたいと。

#### ○大串福祉計画課長

コーディネーターの1日の業務の流れというようなことになるのかもしれないのですが、基本的に相談窓口ということで、地域センターのカウンターに窓口を設けさせていただいております。そこ

に相談者が来れば、その対応をさせていただくといったところ。また、こちらの支え愛・ほっとステーションにおいては、いわゆる、ほっとサービスということで、簡易なお仕事のお手伝いといったもののコーディネート業務もやっていただいています。やっていただくのは、生活支援員ということで、ボランティアになりますけれども、登録していただいている方です。本当に電球の交換であるとか、あるいは季節家電の入れかえであるとか、粗大ごみのごみ出しとか、そういったことを高齢でなかなかできなくなったというお声をいただき、お願いされた場合、それを、ボランティアの方がかわりにやる。そのコーディネート業務であったり、それから、やはり相談をいただいた中で、他機関との連携が必要なケース。基本的には、そういったつなぎというのが大きな役割になってまいります。ご相談いただいた中では、近隣の在宅介護支援センターにご相談といったところもありますでしょうし、あるいは、先ほど申し上げました、社会福祉協議会に委託して派遣していただいているといったところで、社会福祉協議会本課との連絡といったところもありますし、あと、中にはご相談いただいた中で、やはり定期的に訪問してほしいというお声をいただくケースもございます。そうした中では、コーディネーターが直接、相談者のところにお伺いするといったところもございますので、1日、どういう配分になるかというのは、本当にケース・バイ・ケースになってまいりますけれども、いわゆるデスクワークといえますか、相談業務に徹するところと、外に出て、さまざまな、あるいは町会行事等々にも積極的に参加してほしいということで、こちらからはお願いしておりますので、町会主催の行事ですとか、そういったところにもコーディネーターは顔を出すようにしていただいていますので、そういった形で外に出たりといったところが1日の流れとなろうかと思えます。

#### ○若林委員

大変、委託を受けて、地域の大事なお仕事をされているという一端がわかったような気がいたします。

一方で、いわゆる総合事業の中での生活支援体制ということで、いわゆる包括ケア、また地域福祉という観点から見ると、そういう目の前にある地域、また高齢者、今後はまた障害のある方や生活困窮者などということも視野に入れつつ、そういう目の前にあるニーズ、対応が必要な方への対応ということで、今はそれが主な業務になっているとは思いますが、一方で、やはり地域福祉、地域づくりですか、福祉の地域づくりということも非常に大切で、逆にこちらが2つの大きな柱とすれば、もう一つの大きな柱として、いわゆる地域資源の開発やサービスというのを、別にコーディネーターがつくるという意味では多分ないとは思いますが、まさに住民の主体性を持ちながら、まさにコーディネートしていくという、もう一つの期待される大きな役割があると思うのです。この辺は、そうすると、さまざま視察も含めて勉強させていただく中で、やはり健康や介護なども含めて、地域をしっかりと、コーディネーターと、協議体に出てくる主な方々には、知るといって共有していただいて、またそれを分析して、そこから初めて、ではどういう地域にと。八潮の30%を超えている高齢化率であるとか、大崎第二は17%とか、午前中のそういう数字がありましたけれども、さらにその辺を、コーディネーターはその意識を十分に持っていらっしゃると思うのですけれども、その力を十分に発揮していただく。また、発揮していただくための地域の協力というのか、また主体性というのか、その辺が、今度、この6月にできたばかりのところは5つもあるし、一方で、品川第二がもう、大分、数年以上たつてという。この辺、コーディネーターの力量もさまざまで、当初、品川第二にいた方が、たしか大崎に来ていただいたりという、いろいろご苦労はされていると思うのですけれども、本当に大きな役割、使命を、これからどういうふうに、また区としても、コーディネートするという言い方が正しいのかどうかかわからないのですけれどもしていくのか、これは大きな意味で今後の構想や取り組みをお聞きしておきたいと思

います。

#### ○大串福祉計画課長

委員にご指摘いただいたとおりでございます。やはりコーディネーターを2人、配置させていただいておりますけど、なかなかその地域を知るといのは難しいところかと思うのです。その辺で、先ほど申し上げましたように、地域のイベント行事といったものにも足しげく通ってほしい、顔を出してほしい。まず、知っていただかないことにはお話にならないというところでございます。「あの人、誰」と言われてしまっては、なかなかお話も進まないところがありますので、町会・自治会のイベントであったり、あるいは民生委員、高齢者懇談会ですとか、そういったところには必ず顔を出して、まずは顔の見えるところをつくってほしいというところをお願いしているところでございます。そうした中から、こういった会議、協議体を開催する中で、さまざまなところ、さまざまな立場の方からのご意見等々が出てまいります。そうしたところを含みながら、ではその地域をどうしていくのかといったところで、これも本当に、参加していただいている皆様方と、すぐには結論は出ないと思いますので、議論を重ねながら進めていただければと思っておりますし、我々、区といたしましても、極力、そういった場には参加させていただきながら、皆様方と一緒に考えていきたいと考えているところでございます。

ただ、その中でも、我々の立場、立ち位置としては、やはりコーディネートといったところになるのかと思っております。やはり、そのまちで暮らす皆様方が、自分たちのまちを、地区を、どのようにしていくか、そのためにはどうしたらいいのかというところが、一番大きなポイントになってこようかと思っております。行政のほうで、こうしてほしい、あるいはこうしようというところではないというのが、この事業のポイントであり、一番難しいところだとは考えているところでございます。我々も、今、この時点で、こういった処方箋があるとはなかなか言いづらいところでございます。我々としても、皆さんと一緒に考えながら進めていきたいと考えているところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

#### ○石田（ち）副委員長

支え合いなので、私はやはり最初のイメージが、コーディネーターの手配された中で、ボランティアがちょっとした困り事に対して、行ってやってあげるというふうに思っていたのですけれど、支え合いなので、今度は、やってもらった人が、また違う、支える側になるという。そう考えたら、すごく大変なのだと思います。ただ一方的に支えるのもなかなか大変だけど、それを支え合いにしていくというのは、本当にやはり地道に知らせていきながら、地域づくりというのをしていかないとだめなのだというのは、聞いてすごく感じました。

それで、私たちが厚生委員会で視察に行かせていただいたところは、やはり小さいまちだったので、もとからもう、顔も名前も、どこの子かも知っているみたいのところだったので、やはり品川区というところで見ると、そんな中でも13地域で、まず設置できたというところは、本当に皆さんの協力があったのだと思うのですけれど、それを、ああいう、今回視察に行ったところを持ってくるわけではなく、やはり品川スタイルというのがあると思うので、それを進めていくのは本当に大変なことだろうと思うのですが、今は13地域で進んでいる、まだまだのところかもしれないのですけれど、それが今後、もっと小さい単位になっていくと、もっと支え合いというのがしやすくなるのかとは、聞いていて感じました。ですので、今の支え愛・ほっとステーションをどのようにさらに知っていただいて、広げていくかというところでは、ボランティアというのが、すごく13地区それぞれで、まちまちなニーズ

を担っていただける方がなかなかいない地域もあるというところで、先ほどの第2層協議体のところでおっしゃられた人数は、あくまで会議体の人数であって、ここにはボランティアは入っていないということですか。それで、そうすると、ボランティアというのはどれぐらいいるのか。多いところ、少ないところ、あると思うのですけれど。そしてまた、課題などがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

前段のところ、まさにそのとおりでございます。支え合いというところでいけば、今日は支えられる側であった方が、明日は支える側になる。あるいはまたその逆もあるといった、役割分担といいますか、そういったものができれば一番理想的だと思っております。ただ、なかなか、やってもらう方は、やはり継続的にやってもらいたい。では、やってあげられる側というのもどうかという、なかなかそれは継続的には難しいといったところも課題かとは思っているところでございます。その辺の意識の啓発というのも非常に大きなポイントだとは思っておりますし、早くから始まったところの支え愛・ほっとステーションでは、やはりそういった課題が顕在化しているのが、今、現状でございます。なるべく、それを何とか払拭していければと思っているところでございます。

それから、いわゆるボランティア、地域支援委員という形で登録いただいています。やはり地域によってまちまちでございます。例えば平成23年から始めた品川第二でいけば、支援員が、平成28年度のときには50人の方に登録していただいていた。それから、大崎第二が平成27年度に開設したのですが、こちらが平成28年度のときの支援員の登録数としては36人といったところでございます。やはり、地域ごとの特色というところと、それから、やはり支え愛・ほっとステーションの認知度といえますか、こういったものがあり、こういったところで、そういうボランティア等の、コーディネートもやっている。当然、ボランティアの人も必要だといったところが、ある程度、周知されているところでは、それに応じてといったところになっているのかといったところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

それで、ボランティアに、あそこに行って、あれをしてきてくださいと。そういうコーディネートするのがコーディネーターなわけですが、この資料で、生活支援コーディネーターは2人常駐している。それで、統括のコーディネーターは13地区で1人ということで、これも社会福祉協議会の方をお願いしているということだったのですが、この方は、13地区に常駐している2人の社会福祉協議会の職員とはまた違って、もう一人、リーダー的な人がいるということですか。

#### ○大串福祉計画課長

まさにそのとおりでございます。統括ということで、13地区をまさに統括する立場の方です。時には、ある地区でボランティアとのコーディネートがうまくいかないといったときには、その人が行って再度調整を行うとか、昨日、私も参加させていただいた支え愛活動会議には、2人のコーディネーター、その地区のコーディネーターと、プラス、その第1層の統括コーディネーターの方も来ていただいていたところで、本当に各地区2人、配置しておりますけれども、26人の統括的な立場、マネジメントをやっているという方で、お1人選任していただいているというところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

私から1つだけ、これはどうしても、1つだけ聞かせてください。

第2層の協議体に、地域センターの所長というか、長は出ているのかどうかを後で教えてほしいのと、生活支援コーディネーターの方がおやりになろうとしているアからオ。アは高齢者と言っているのだけ



ど、現実的には町会の活動と一緒に。それで、先ほど来、顔をというお話があるのだけど、センター長は、かわいそうだと思うぐらい、土日、イベント、いろんなところに出てきている。だから、顔はもう、すぐわかる。だけど、私もコーディネーターの方とは何回かお会いしたけど、頻度で言うと、非常に頻度は少ない。そう考えたときに、やはり地域センターの所長とどういう連携をとっているのかというところが、この事業は大切なのではないかと。簡単に言うと、私が見る限り、地域センターの所長がいて、町会長に、こうなのでお願いしますと言ったら、連合町会の町会長あたりが号令をかけてくれて集めているのが現実です。まず、その辺からスタートしているのが現実で、そこに行く。

あとは、かわいそうだから、ここに少し、町会・自治会の後に商店街ぐらいいは入れてあげるといいのかと思うのだけど、みんな声をかけて協力しろとやっているのだけれども、なかなかそこまでいくと、町会長が前面に出ていると、高齢者クラブの長とは仲がいいかということ、決してそうでもない。そうすると、両方で綱引きが始まってしまう部分があったりして、これは大変だと、いつも見ながら私は思っています。だから、私の地域だけかもしれないので、そういうところをいつも見ていて、よく、どっちがちゃんとそれを見るのかと思うわけ。生活支援コーディネーターの方なのか、地域センターの所長なのか。私からすると、地域センターの所長のほうが、そういうふうによくわかっていらっしゃって、声をかけているから、今、こちら側も動いているような気がしてならなくて。だから、逆にこちら側から見たときに、地域センターの所長をどう見ていらっしゃるのか、どういうふうにやっついこうかと思っているかということだけは聞きたい。それで、先ほど来、出ていけ、出ていけと言っているけど、出る数は地域センターの所長のほうが圧倒的に多いと思うのだけど、その辺は。

#### ○大串福祉計画課長

例えば、昨日の支え愛活動会議ですけれども、地域センターの所長、副所長、ご出席いただいております。支え愛活動会議ということに関して言うと、地域センターの所長が事務局長というお立場になっているところがございます。それで、その支え愛活動会議をまとめる議長というお立場の方が、昨日はたまたま町会長の方でございました。この間、大崎第一に行ったときにも町会長といったところで、町会の皆様方が中心になっているというのは、もう事実でございます。また、地域センターの所長を通じてという流れというの、今の地域の運営といいますか、仕組みの中では、一番大きなポイントだとは考えております。そうした中で、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターを2人つけておりますけれども、そうした中で町会長等のかかわり方としては、やはり所長には絶対勝てるものではありません。そうした中で、地域センターの中において、所長あるいは職員の皆様方の協力を得ながらといったところになりますし、いみじくも委員長に言っていただいたように、なかなかその中での、地域それぞれのご事情であったり特色といったものがあります。ですので、いわゆる町会長会議という会議体ではなく、町会長・自治会長会議体というものではなく、支え愛活動という、少し、半分ずらしたような形の会議体を使わせていただいて、その中に、民生委員であるとか高齢者クラブの皆様さんであるとか、場所によっては商店街の皆様が入るパターンもあろうかと思っております。そうした中で、全体地域、どうしていこうかというのを考えていただける場としては、一番よろしいのかと思っております。そうした中では当然、所長の協力、職員の皆様方の協力がなければやっついけないといったところで、まさにその部分についても、コーディネーターのコーディネート力が必要になってくると考えているところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、以上で本件を終了いたします。

---

#### 1 意見書（案）について

##### ○石田（秀）委員長

次に、予定表1の「意見書（案）について」を再度議題に供します。午前中にいただきましたご意見を踏まえまして、皆様のお手元に、修正しました意見書（案）を配付させていただきました。ご確認いただきたいと思います。1カ所、先ほどいただいた「東京都」というところだけをつけさせていただいただけなので、ご覧いただければと思います。この意見書（案）でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

##### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、この意見書でいかせていただきます。

---

#### 4 その他

##### (1) 議会閉会中継続審査調査事項について

##### ○石田（秀）委員長

次に、予定表4の「その他」を議題に供します。

初めに、(1)「議会閉会中継続審査調査事項について」でございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

##### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおり、申し出をいたします。

---

##### (2) その他

##### ○石田（秀）委員長

次に、(2)「その他」でございます。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○石田（秀）委員長

ないようですので、以上で「その他」を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時23分閉会

---

委員長 石田 秀 男